

# 第 1 5 回 三 番 瀬 再 生 会 議

## 議 事 録

日時 平成 1 8 年 9 月 2 7 日 (水)  
午後 6 時 00 分 ~ 午後 9 時 20 分  
場所 浦安市民プラザ WAVE101

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 議 事 .....	1
( 1 ) 第 1 3 回 から 第 1 4 回 までの再生会議の結果について .....	2
( 2 ) 三番瀬再生計画 ( 事業計画 ) ( 素案 ) について .....	5
( 3 ) 報告事項について	
・ 三番瀬フェスタ 2 0 0 6 の開催について	
・ 三番瀬再生会議委員の募集について	
( 4 ) その他	
・ 三番瀬にかかる平成 1 8 年度自然環境保全基礎調査の実施について .....	3 9
3 . 閉 会 .....	4 1

## 1. 開 会

総合企画部参事 　ただいまから第 15 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、事前に村木委員から、所用のため欠席との連絡をいただいております。また、細川委員、倉阪委員から、多少遅れるという連絡をいただいております。

現在、委員 21 名中 17 名の御出席をいただいております。設置要綱で定める会議の開催に必要な委員の半数を充足していることを御報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

- 次第 　裏面に委員名簿がございます。
- 資料 1 　第 13 回から第 14 回までの再生会議結果（1～5 ページ）
- 資料 4 　三番瀬評価委員会の開催状況について（6 ページ以下）
- 資料 5 　三番瀬環境学習施設等検討委員会の開催状況について（11 ページ）
- 資料 6 　三番瀬にかかる平成 18 年度自然環境保全基礎調査の実施について  
（12 ページ）

また、別綴じですが、

- 資料 2 　三番瀬再生計画（事業計画）答申原案
- 資料 3 　三番瀬再生計画（事業計画）答申原案に対する委員意見
- 資料 7 　三番瀬フェスタ 2006 の開催について

以上が資料でございます。

配付漏れはございませんか。

それでは、早速、これから会議に入ります。会議の進行は大西会長にお願いいたします。

## 2. 議 事

大西会長 　皆さんどうも御苦労さまです。

それでは、第 15 回再生会議を開催いたします。

現在、事業計画の諮問を受けて、答申に向けて議論をまとめているところでありますが、既に皆さんのところに、それぞれのグループで作業していただいたものをベースにして、ここでも議論したことを踏まえて、答申案を配付して、それに対して意見をちょうだいしています。きょうは、その御意見を文書の形で何人かの方からいただいておりますので、それを踏まえて、さらにきょうの段階で意見があるという方の御意見もいただきながら、答申案のまとめに入りたいと思っています。

きょうは 9 月でありまして、次回は 11 月に予定されています。奇数月に開催するということになっておりまして、私どもの任期が 12 月の末ということですので、任期中最後の会議が 11 月の会議であります。できればその 11 月の会議の前にまとめたいと思っております。きょうの段階で概ねの合意が得られれば一番いいと思っているわけですが、しかし、御意見がいろいろおありになると思いますので、その辺で、きょうの段階で幾つかの点が議論が残ることになれば、どういうふうに今後詰めていくかということをもた最後にお諮りしたいと思います。

今回は、会議開催結果の確認については、蓮尾委員と岡本委員にお願いしたいと思いません。簡単に言えば議事録の確認、署名人をお願いします。

主な議題は、(1)第13回から第14回までの再生会議の会議結果、(2)三番瀬再生会議事業計画(素案)について、(3)報告事項として、三番瀬評価委員会の開催状況について、三番瀬環境学習施設等検討委員会の開催状況について、三番瀬フェスタ2006の開催について、三番瀬再生会議委員の募集について、そして(4)その他ということです。

「次第」に沿って進めていきます。

竹川委員 議題につきまして、要望なんです。

大西会長 はい、どうぞ。

竹川委員 「その他」というところに自然環境保全の基礎調査のテーマが出ていますが、これは比較的簡単な形で出されておりますので、それは結構なのですが、私、12回の再生会議から前回まで、平成18年度の調査についてここで論議していただきたいと考えていますし、また、この答申と評価委員会の問題にも若干関連するものですから、できましたら、この(4)を3番目に、事業素案の次に入れていただければ、最後、尻切れトンボで時間がなくなってしまうということがないので、そういった形で考慮していただければと思うのですが。

大西会長 報告事項もそれぞれ重要なので、全体がおさまるようにしたいと思います。おさまりにくい場合には、何らか、少し後で考えたいと思います。

竹川委員 よろしくをお願いします。

### (1) 第13回から第14回までの再生会議の結果について

大西会長 それでは、議題(1)第13回から第14回までの再生会議結果について、県から説明をお願いします。

三番瀬再生推進室 資料1に基づきまして、13回から14回の再生会議の結果について報告いたします。

第13回会議は、平成18年7月14日、本日と同じ浦安市民プラザ Weve101 で開催されました。

1として、最初に、県のほうから、11回から12回再生会議の結果について報告いたしました。

2として、「三番瀬再生計画(事業計画)(素案)について」ということで、最初に審議の進め方及び答申の取りまとめに関する考え方について御審議いただきました。

2ページですが、「答申のとりまとめに関する基本的な考え方について」ということで、このときに取りまとめがされております。

- ・再生会議において意見が一致した事項を答申の内容とすること。
- ・既に再生会議から答申を得ている基本計画の内容に遡る事項は答申の対象としないこと。
- ・事業計画(素案)を修正する際は修正文とその理由を明記すること。
- ・再生会議で意見が一致に至らなかった場合においても、賛成者の多い意見及び事業計画とは別に再生会議としての意見を述べたい事項については、附帯意見とすること。

・答申の取りまとめ作業は、各グループの取りまとめ責任者が行い、全体及び第1章については、再生会議の議論を踏まえて吉田副会長が行うことが確認されております。

イとして、Dグループ、事業計画第8節、第9節、第11節に関する審議をいただきました。取りまとめ責任者の吉田委員から三つの担当節に関する修正意見や新規事業提案の説明があり、これに基づき質疑応答及び意見交換が行われました。具体的な取りまとめは以下のとおりでございます。

続きまして、Eグループ、第10節、第12節に関する審議をしていただきました。取りまとめ責任者の倉阪委員から二つの担当節について修正意見の説明があり、これに基づき質疑応答及び意見交換をしていただきました。具体的内容は以下のとおりでございます。

続きまして、大槻副知事が挨拶をした後、「会長まとめ」として、

- ・Dグループ及びEグループが担当する部分については、本日の審議結果を踏まえ、修正の上、次回の会議に再提案してもらう。
- ・次回の会議は、C B A 全体及び第1章の順で議論する。

ということになりました。

続きまして4ページ、第14回会議です。

第14回会議は、7月23日、財団法人海外職業訓練協会において、終日かけて審議をしていただいたところでございます。

結果ですが、「1 三番瀬再生計画(事業計画)(素案)について」ということで、Cグループ(第5節～第7節)に関する審議をいただきました。取りまとめ責任者の川口委員から三つの担当節に関する修正意見や新規事業提案の説明があり、これに基づき質疑応答及び意見交換をしていただきました。具体的な内容は以下のとおりです。

Bグループ(第3節)に関する審議ですが、取りまとめ責任者の工藤委員から担当節について御説明をいただき、これに基づき質疑応答及び意見交換が行われました。具体的内容は以下のとおりです。

Aグループ(第1節、第2節、第4節)ですが、これについては、取りまとめ責任者の清野委員から三つの担当節に関する修正意見や新規事業提案の説明があり、これに基づき質疑応答及び意見交換が行われました。具体的内容は以下のとおりです。

引き続きまして、全体及び第1章に関する審議ですが、吉田副会長から、事業計画全体及び第1章に関する修正等のポイントについて説明をいただきました。

「会長まとめ」として、

- ・本日の審議結果を踏まえ、各グループの取りまとめ責任者が答申案を作成する。その後、取りまとめ責任者で会合を持ち、全体の調整をした上で第二次答申案を取りまとめる。次回の会議では作成した答申原案について審議をする。

ということが決められております。

皆様のお手元には、その結果の答申原案をきょう配らせていただいているところでございます。

県のからの13回から14回までの再生会議結果の報告は以上でございます。

大西会長 再生会議結果について、何か質問があればお願いします。

あわせて、前回質問のあった事項について、県のほうから答えがあるのでしょうか。三

番瀬流域の下水道に関して。

三番瀬再生推進室 前回、下水道に関する質問をいただいております、それについて、この場で答えさせていただきます。

下水道課 県下水道課の白井でございます。

前回の再生会議において2点ほど質問等ございましたので、本日、回答させていただきます。

1点目ですが、三番瀬周辺の下水処理場の分流式と合流式の比率はどうなっているかという質問でございましたが、まず、三番瀬周辺ということですが、下水処理水を江戸川、旧江戸川及び三番瀬に接する海域に放流している処理場が、流域下水道1カ所、市川、松戸、船橋市のもので5カ所の計6カ所でございます。この6カ所のうち、分流式のものが2カ所、合流式のものが2カ所、分流式と合流式の混ざっているものが2カ所ということになっております。水量的に見ますと、平成17年度の実績で、概ね半分程度が合流式のものとなっておりますが、将来的に、分流式化が進むことから、合流式は2割弱程度になると計画しております。

2点目ですが、塩浜地区の浄化槽の処理水が三番瀬に直接放流されていることから、それを内陸部に送水するため、「市は県の既設管渠を利用することを県と協議してきているが、県が協力しないため問題の解消ができないでいる」という御指摘がございました。

塩浜地区の企業から排水される処理水を流域下水道の旧第2放流幹線を利用して終末処理場で処理することについては、今までのところ、市下水道部局から具体の協議はまだ行われていない状況です。塩浜地区について、市は下水道全体計画区域には入っておりますが、工場地帯であって、夜間人口がなく、生活排水もないこと、現状でも個別の浄化槽により汚水処理されていることから、下水道整備の優先度が低いと考えており、今後、塩浜地区のまちづくり計画の進捗を受け下水道計画を立てていくこととしております。

また、旧第2放流幹線につきましては、現在、江戸川第2終末処理場の増水時の緊急放流管となっておりますが、現在建設中の旧江戸川への第2放流幹線が完成すると不要となることから、今後、市からその活用について協議の要請があれば、県としては誠意を持って対応していきたいと考えております。

以上でございます。

大西会長 これは川口さんの質問でしたけれども、今のような回答です。

今の点を含めて、さっき13回、14回の会議の確認をしてもらいましたが、何か御意見、御質問があったらお願いします。

竹川委員 もう1点質問をしてあるのですが、それは、例の市川航路の浚渫工事のモニタリング、いわゆる漁業のためにやったということなので、そのモニタリング結果を前に質問してあるのですが。

大西会長 会議中にそういう質問がありましたっけ。

竹川委員 はい。県のほうからお答え願いたいと思っています。

大西会長 県のほうで認識していますか。会議録には載っていないんじゃないですか。私も記憶してないですが。

では、それは回答ということなので、調べてみてください。今のはペンディングにして先に進みたいと思います。

ほかに御意見、御質問があったら。

それでは、今の点を保留した状態で、議題 1 については以上といたします。

## ( 2 ) 三番瀬再生計画 ( 事業計画 ) ( 素案 ) について

大西会長 次に、議題 ( 2 ) 三番瀬再生計画 ( 事業計画 ) ( 素案 ) について、を議題といたします。

前回、パブリックコメントについて、会場からだったと思いますが、質問がありました。つまり、パブリックコメントがどういうふうに議論の中で生かされているのかということですが、パブリックコメントは県が実施したもので、最終的に県の取りまとめに生かされるということですが、詳しくは説明しませんが、むしろ、この再生会議の議論の中でパブリックコメントで出た意見についても踏まえつつ議論が行われるほうが望ましいということで、再生会議で議論するのに先立ってパブリックコメントをしてもらったわけです。

それで、パブリックコメントの結果については、私どもも知らされております。

パブリックコメントでは、分け方にもよりますが、概ね 100 程度の事項について御意見があったわけです。その 100 程度のうち、再生会議の議論の中で明確にその点に触れていないものが三つぐらいあります。例えば、三番瀬の沿岸に首都圏を代表する高度医療機能を誘致してはどうかという意見、それから三番瀬に特別自然特区を設置してはどうかという意見があって、今の点については関連した事項については議論があったと思いますが、明示的な格好では議論がなかったというのが 100 のうち三つ程度あった。

そのほかについては議論が行われて、実際にその趣旨がそのままの格好で答申原案にいま盛り込まれているというものが、数ははっきりしませんが、少しある。それは 10 から 20 という感じですが。それ以外については、議論されて、別な格好で生かされたり、あるいは再生会議の判断で答申原案には盛り込まれていないというもので、その趣旨は少なくとも議論には生かされたということになっています。

ということで、再生会議の議論には、その出された意見を委員それぞれの方が踏まえて、御自分の意見を構築されて、発言されたり作業されたというふうに私は理解しています。

パブリックコメントの取り扱いはそういうことです。

最終的には、これは県が実施したものですので、県がパブリックコメントに対応することになるとは思います。冒頭申し上げたように、実質的に議論に生かすということについては一定程度やられたのではないかと考えています。

そのことを、会場から前回御意見があったので、お答えしたいと思いました。

それでは事業計画についての議事に入ります。

事業計画 ( 素案 ) については、前回までの再生会議の議論を踏まえて、各グループの取りまとめ責任者の方に答申の案を作成していただいたわけです。また、第 1 章については、吉田副会長に答申案の作成をお願いしました。それら各パート A から E まで、プラス第 1 章、全体にかかわるところを、私と吉田副会長とで取りまとめて、そのまとめたものを、きょうも配付されておりますが、答申原案、資料 2 として皆さんにお送りしたわけです。本日は、これに基づいて審議したいと思います。

はじめに第 1 章について審議して、次に第 2 章について審議して、最後に附帯意見の取

り扱いについて議論したいと思います。

そういう進め方でよろしいでしょうか。

では、第1章の答申案について、吉田副会長から説明をお願いします。

吉田副会長 資料2の1ページを御覧いただきまして、「事業計画(素案)」の第1章は私のほうで取りまとめいたしました。14回のときに、概ねこういう形で直そうと思いますけれども、ということで皆さんにお諮りした上で、具体的な修文を行いました。

簡単に説明いたします。

1ページ目ですが、これは細川委員の意見だったと思うのですが、複数の節にまたがる事業とか相互に関係する事業について調整を図って総合的な施策の展開を進めていく必要がある、それから、県が主体となって取り組む事業以外に複数の主体が関係する事業についての協議、という意見がございましたので、これは具体的に記載するというところで、そこに書いてありますように「なお、複数の節にまたがる事業や相互に関係する事業については、調整を図り総合的な施策の展開を進めていきます。また、原則として県が主体となって取り組む事業を中心に事業計画はまとめておりますが、複数の主体が関係する事業に関しては、あらかじめ県が、関係する主体と協議し、それぞれの事業目標が達成できるよう調整を行うこととします。」という県の役割を記述いたしました。

それから、委員の方には多分「事業計画(素案)」が配られていると思いますが、その2ページに「事業の時間軸の整理」という表があります。ここの「継続的事业の表現」ですが、「現時点で、既に事業に着手しており、計画期間内は継続し、若しくは充実させて実施するもの」ということですが、これは、現在着手しているものについては、必ずしも「三番瀬の再生」という視点から企画したものではないものもありますので、そういった再検討の部分は言葉を入れたほうがいいのかという御意見がありました。ここで、「現時点(平成17年度)で既に事業に着手しているものであり、三番瀬の再生への寄与という視点から検討し、計画期間内は継続、若しくは充実させて実施するもの」、そういう言葉を入れたらどうかという修文です。

2ページに移ります。「事業計画(素案)」のほうも2ページですが、ここでは、Aグループで言葉を修正した部分があります。この第1章は全体と関連していかないといけないものですから、全体の関連の中から修文がございました。それから、もう少し積極的に書くべきであるという御意見があった部分もあって、それも修文してございます。「生物多様性の回復や海と陸との連続性を回復し、……干出域の拡大、海と陸との自然なつながりや後背湿地の回復などが重要です。」ということで、「自然なつながり」のところで括弧書きで書いてあるところを、もう少しはっきりと「後背湿地の回復」と文章化したということです。

次に二つ書いてありますが、「干潟化の試験」というものが第2章では「干潟的環境(干出域等)形成」という言葉に変わっておりますので、ここについては、2章と同様に1章のほうも言葉を修正いたしました。それに伴って、「なお、汽水的な環境を創出するための淡水導入、干潟的環境(干出域等)形成促進のための土砂供給の回復等の実施については」ということで、「土砂供給」ということも重要であるという意見が委員からございましたので、これもあわせて追加してございます。

次に、2ページの最後になりますが、自然再生について、「調査を進めていきます」で

終わっているのですが、調査を進めていくだけではだめだろう、もう取り組みを進めていかなければいけないだろうということで、「また、自然（湿地）再生については、……重要な事業であり、その実現のため、具体的な取り組みを進めていきます。」というふうに修文いたしました。

3ページに移ります。素案のほうも3ページです。「人と自然の共生を実現するための具体的施策」の部分です。

ここはいろいろ意見がありまして、一つは、竹川委員からのものだったと思いますが、たくさん加えている意見がありました。主には、環境、生態系への配慮に関する修文です。一方では、ここの部分だけほかよりもかなり多く書いてあるわけで、2章の3節との重複が多いわけです。ですから、竹川委員の趣旨を生かしながら、全体としてはこの部分だけすごく長くなっているのではなくて、後のほうの2章と重複しないような形の言葉にしてみようというので、ちょっと考えてみたものです。そこを読んでみますと、「このため、三番瀬の生態系や水・底質環境との関わりに留意しつつ、生態系バランスのとれた豊かな漁場の再生に向けた取り組みやノリ養殖業及びアサリ漁業の生産対策、三番瀬漁業への理解につながる取組等により、三番瀬の漁業を振興します。」という書き方に修文してみました。

次に、4のタイトルです。「事業計画（素案）」のほうも3ページです。「三番瀬の自然環境のモニタリング等」というタイトルで、そこまでになっていたのですが、順応的管理ということが非常に重要であるということですので、「三番瀬再生のためのモニタリングと順応的管理等」というふうに修文いたしました。

それから、これは言葉ではなくて順序の入れ替えに関するところですが、第3節と第4節が逆のほうの方がわかりやすい。簡単に申し上げますと、目標というものが、今のところ第4節で後ろに書いてあるのです。「主な取り組み」という具体的なものが第3節ということで前に書いてあるので、これはちょっとわかりにくいのではないかと。確かにこれはごもったもな意見ですので、「第1次事業の目標」を第3節にして、具体的なことを書いた「第1次事業計画における主な取り組み」というのは第4節にする。そのほうがいいのではないかとということです。

以上が、第1章に係る修文案でございます。

大西会長 関係としては、まず、縦置きA4の県の素案が最初にあったもので、それに対する皆さんの御意見、文章・口頭等を踏まえてその修正を行ったものが、真ん中に「会長原案」と書いてある18年8月付の答申原案、資料2であります。ここに既に皆さんの意見はかなり反映されているということですが、さらに今の8月付の答申原案を皆さんにお配りしたところ、皆さんから追加的な意見をいただいています。それがお手元の「答申原案に対する委員意見」という資料3です。

資料3の下ページで1～2が第1章にかかわるところでありまして、具体的には竹川さんと後藤さん、お二人から意見をいただいています。意見の個所は3カ所です。

一つ目は竹川さんの意見ですが、資料2「答申原案」の2ページの下から二つ目のパートになります。これは付け加えたところですね。「汽水的環境を創出するために淡水導入、干潟的環境（干出域等）」、下線部分を加えているわけですが、さらにその「干潟的環境」の前に、「及びそれと一体のものとなる」というのを入れてはどうかと。

二つ目の意見が、これは、ちょっとややこしいのですが、資料2の2ページの一番下、「具体的な調査を進めていきます」というのを、少し強く、もちろん調査もその中に含まれていると思いますが、より広く、「具体的な取り組みを進めていきます」というふうに前向きにしたのに対して、「調査」に戻したほうがいいというのが御意見です。

資料3の2ページで後藤さんの意見がありまして、それは、資料2の2ページの修正箇所、真ん中の欄の上から二つ目「生物多様性の回復や海と陸との連続性を回復し、……」の次に「干出域の拡大」という言葉がありますが、これを「干潟の再生」と直したほうがいいと。それはほかのところでもそういうふうに使われているので、整合性を取ったほうがいいという御主張です。

以上3点ですが、今の資料1の箇所について、これ以外に御意見ありますか。  
国土交通省 オブザーバーで参加している関東地方整備局でございます。代理で出席している中島でございます。

主には第2章のほうになるのですが、第1章でも書かれておりますので申し上げたいと思います。

今回、事業計画案及び本日提出されている皆様からの御意見の中で、オブザーバーとして気になる点がありますので、状況の補足説明と、その関係で確認をさせていただきたいと思っております。

資料の中で淡水導入や土砂供給という記述がありますが、これにつきましては、江戸川放水路から導入する案ですとか、旧江戸川から導入する案も想定されるというふうに思っております。以前、円卓会議においても説明しておりますが、利根川水系の江戸川については、流域全体でさまざまな水利用がなされているために、現在の旧江戸川の維持流量がようやく確保されているという状況でございます。そういった状況にありますので、淡水導入や土砂供給につきましては、いずれの案にしましても、今以上に淡水導入量を定常的に相当程度増やすには、新たな水源確保などが必要となるということや、また漁業関係者や自然保護団体等との調整が出てくるものと考えております。そのような場合には、水を必要とする千葉県が主体となって新たな水源確保などのための調整を行うことというふうに考えておりまして、私どもとしましても、三番瀬の再生に向けて県がそういう方向で取り組むということであれば、できる限りの協力をしていきたいと考えているところでございます。つまり、淡水導入というのはかなり制約があるという状況でございます。

そこで確認なのですが、こういった淡水導入とか土砂供給のための新たな水源確保など、これらの調整につきましては、利根川水系全体にわたる、また関係利水者など膨大な調整となりますので、非常に大変なものになると思われまして、今後、この計画の中でそういったことが記述されるということになりますので、千葉県としてこれら調整に積極的に対応されていくと理解をしてよろしいでしょうかということを確認させていただくとともに、また、そういう前提で計画内容について議論していただければと思っております。

以上でございます。

大西会長 今回の点は、むしろ、こういうことが起こり得るということで、水利権の調整等、県への質問を含んでいると思いますが、県のほうでお願いします。

総合企画部参事 江戸川放水路からの淡水導入、また土砂供給ということにつきましては、ただいま御指摘いただきましたように、非常に大変な課題があるということは、県として十

分認識をしているところでございます。

県の事業計画については、いま再生会議のほうで答申に向けて議論をしていただいているところですが、今後、再生会議からの答申をいただきましてから、その内容を県として十分検討いたしまして、国交省はじめ関係機関と協議等を行った上で計画を確定していく、こういう段取りを考えているところでございます。

いずれにいたしましても、淡水導入、あるいは土砂供給、これらは、三番瀬の再生にとって大変重要な事業と考えております。お示ししている県の事業計画の素案の中でも、この5ヵ年で干潟化の試験あるいは淡水導入の試験を実施することとしておりますが、ただいま申し上げましたとおり、試験の場所、あるいは供給方法、こういった点を含めて今後十分検討して、関係機関と協議した上で県として取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

大西会長　ほかの点で、修正の御意見があれば。

吉田副会長　いま国交省さんから御指摘いただいた点は、いま以上にそういう維持流量を出していくには水源確保なども必要ということはおもったと思います。関係者の調整など千葉県が中心になってという話もありましたけれども、利根川水系に関しては、昨年、基本方針を出されて、これから流域水系の整備計画をつくっていかれるということでしょうから、それに当たりまして、やはり、ほかの関係者も含んだ、こういう三番瀬を再生したいという市民もありますし、それ以外の関係団体もあると思いますから、そういった団体を含んだまた新たな協議の場、流域委員会のようなものを設置して、ぜひ議論できる場をつくっていただきたい。私も実は利根川の流域市民委員会というものの共同代表をさせていただいているのですけれども、ぜひ、そういう場を、国交省さんのほうでも関東地方整備局のほうでおつくりいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

国土交通省　わかりました。今御指摘いただいた点は、法律上もそういう手続を踏むことになっておりますので、対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

大西会長　そうすると、修正点は具体的に3点ということによろしいですね。

では、それについて意見交換をさせていただきます。

竹川委員　「具体的な調査を進めていきます」を、会長案のほうでトーンを弱めたというお話。その点につきまして、いわゆる陸域における問題として「湿地再生」というような言葉がこの事業計画案には使われているようにうかがえるのです。その点が確認されれば、私はむしろ、調査段階ではなくてもう一步、会長案のような前向きな形での表現がいいと思うのですが。そういう理解であれば、これは……。

大西会長　自然再生というのは、失われた海と陸との連続性の回復だから、円卓会議の案でも両方にまたがっていますよね。

だから、今のところは、具体的にどこだということは特定していないから。

竹川委員　そうなんです。ですから「後背湿地再生」という言葉が使われていますので、そういう形で、「後背湿地の再生」という言葉で限定されれば、この出ている場所等も考えて、その辺ちょっと私が迷ったものですから、いま会長のおっしゃったような形であれば、この提案でいいのかなと思いたすが。

大西会長　「取り組み」でいいということですね。では、2点ということで。

それでは、2点について。

「及びそれと一体のものとなる」という最初の点ですが、反対意見はありますか。少し詳しく説明したということで、「、」でつながっているのを「及びそれと一体のものとなる」と補った。汽水的な環境と干潟的環境というのはつながるだろうというふうにも言えますから。表現上の問題ですけれども。

特になければ、これはこれでいいのかなと思います。よろしいでしょうか。

では、今の点は「及びそれと一体のものとなる」というのを私どもの答申案としては採用するということにさせていただきます。

資料3の2ページ、「干出域の拡大」という言葉を「干潟の再生」に修正する。これは両方出てくるので、全部丁寧に直していくと大変で、最後に県のほうで統一してもらいたいという感じもしますけれども、一応、指摘がありましたので。いかがですか。

吉田副会長 これは後藤さんですけれども、古いほうのヴァージョンを直していませんか。そっちではないですか。「干出域の拡大」というのは、既に会長案のほうでは、「干潟的環境（干出域等）形成促進のための土砂供給の回復」と。

大西会長 上のほうです。「生物多様性の回復や海と陸との連続性を回復し、……『干出域の拡大』」を直そうということですね。

後藤委員 そうです。

大西会長 後で「干潟的環境（干出域）」とか説明しているの、「干潟的環境」を使うということですかね。

後藤委員 では、一言説明だけ。

早い話が、「事業計画」の4ページ、「第4節 第1次事業計画の目標」の中には、1として「干潟・汽水域等の多様な環境の再生の試み」ということで、2ページの文章を見ますと、まず大きな目標があって、このために本事業ではこういうことをやりますよと。基本計画にも同じような言葉で書いてあります。これは、下の「このためにやること」よりも、目標ですので、4ページでも「干潟・汽水域等の多様な環境の再生」と書いてあって、「干出域の拡大」とは書いていませんので、もうちょっと広い意味ですので、それは整合性を取ったほうがいいかなということだけです。すごく狭いのが目標になっていて、それより広いのが実施計画に入っているのはちょっとおかしいので、ここは、目標としてはもうちょっと広い「干潟の再生」という言葉にしたほうが……。

大西会長 第4節は目標。そこは「干潟・汽水域の再生」と書いてある。その目標の言葉に合わせるという趣旨ですね。

後藤委員 そうです。それと、「干出域」だけですと非常に狭い言葉になってしまいますので。

吉田副会長 ここは、多分、後ろ二つを直したのに、ここを直し忘れてるんですね。ですから、下二つと同じで、「干潟的環境（干出域等）の拡大」、この言葉を入れる。そういうふうにするのがいいんじゃないかと思うのですけれども。

後藤委員 それでいいです。

大西会長 ちょっと硬いけど、堅実さを追求して。

それでは、今の点は、「干出域」を「干潟的環境（干出域等）」という言葉に置き換える。だから「干潟的環境（干出域等）の拡大」という表現になる。それでよろしいでしょうか。

かなりまだ山があるので、この辺の丘は軽く越えていきたいと思います。

竹川委員 先ほど私がお話したのを、会長のほうで取り違えられたような感じがしますが。

大西会長 言葉のやり取りじゃなくて、文章で言ってください。言葉は残りませんから。

竹川委員 1ページ、「具体的な調査を進めていきます」と。これはまた後からも同じような問題点が出てきますので、「調査を進めていきます」と、私はこのとおりで出していきたいと思います。

「その実現のため、具体的な取り組みを進めていきます。」という前向きの答申案なのですが、海と陸との両方の問題が湿地再生ということであれば、後ろのほうにも出てくるのですが、陸のほうの湿地問題というのはかなり難しいので、5年間かかってやっと関係者の場をつくるというところまでしか出ていませんので、陸と海と両方の湿地問題を出すのであれば、せいぜい調査ということくらいかなと。それを「実現に向けて具体的な取り組みを進めていく」となりますと、おそらく、陸のほうが後になって、海のほうが先にどんどん進むというふうなしわ寄せが海のほうに来るのではないかという懸念がありますので、当初の原案どおり「調査を進めてまいります。」というところが妥当かなと思って、この文章としては、「具体的な調査を進めていきます。」という提案で検討していただきたいと思います。

大西会長 調査は目的を持ってやるわけで、調査のための調査ではないので、調査をやれば次のステップ。もちろん後戻りもあると思いますが、それを全体として表現するほうがいいのかというのが趣旨なんですか。

竹川委員 そうです。ですから素案のとおりです。

大西会長 いやいや、違うんです。既に直っているわけです、原案は。

竹川委員 そうです。ですから私は、原案でなくて、素案の……。

大西会長 後戻りしたいということですか。

竹川委員 そうなんです。後戻りしたい。その理由は、今お話ししたとおりです。

大西会長 いかがですか。

何か御意見ありますか。

この第1次の期間というのは、調査しかやらないということは、どこかに明記されてましたっけ。

竹川委員 ほかにもございますし。

大西会長 では、後でここに帰ってきたいと思います。先のほうで出てくるといいますので。

これは、提案は「取り組み」にしている、元に戻って「調査」でいきたいというのだから、意見が割れているところなので、すぐに決められないと思いますので。

何か今御意見ありますか。

ほかの皆さんからは特にここに意見がなかったのですが、ここは「取り組み」で賛成という意見の方が多いとは思いますが、あえて元に戻したほうがいいのかという意見がありますので、今の主張から言えば、調査だけしかやらないのだから「調査」と書いたほうがいいのかということなので、調査しかやらないのかどうかを議論の最中に確認したいと思いますので、後ほどここを決めたいと思います。

以上で第1章については意見すべて議論したことになります。一つだけ残りましたが、よろしいでしょうか。

国土交通省 先ほど吉田委員から意見をいただきまして、答えを端折りすぎたので、若干誤解を与えたかもしれませんが、もう少し丁寧に答えさせていただきます。

河川整備計画をつくる際には、その法律の中で、必要があると認めるときには、学識経験者の意見を聴く場ですとか、公聴会など関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとか、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないとなっておりますので、そういった手続を踏んでまいりたいということでございます。

大西会長　それでは第2章に行きます。

第2章については、まず、答申案の取りまとめの経緯について、事務局から説明をしてもらいます。お願いします。

三番瀬再生推進室　事務局から簡単に取りまとめ経緯をお話しさせていただきます。

これまでも少し出ておりましたが、ご存じのとおり3月28日に諮問させていただきまして、そのときに事業数が非常に多いのでグループ分けをして、5月25日にグループ検討結果の報告、中間的な報告をいただき、7月14日、23日に、グループ検討結果の報告と再生会議の議論をしていただいたということでございます。

その後、8月4日にグループ取りまとめ責任者会議を開きまして、再生会議でも決まっております中での、理由を付すとか、そういったことの確認をしたと同時に、様式をそこで定めまして、きょうお配りしている答申原案の形でまとめていただくということで、各グループの検討、それから再生会議の議論を踏まえて、答申原案を各グループ責任者に取りまとめていただきました。その結果を受けまして、会長、副会長がそれらのものを全体として取りまとめ、基本的には取りまとめ責任者のほとんどそのままですが、前後関係の調整等をした上で、会長原案ということできょうお配りしております。

また、事前に8月末に各委員に送付して、それに対する意見を資料3の「答申原案に対する委員意見」というふうにして取りまとめているところでございます。

ちなみに、資料2は、1枚開きますと答申の本文がついております。もう1枚開きますと、答申原案の1章、これはいま議論していただいたところです。もう2枚開いていただきますと、「答申原案（事業計画素案 第2章）」という形になっております。

1ページを開いていただきますと、このような形で、「素案の該当部分」「修正意見」、アンダーラインの部分が修正箇所、それから「修正理由」を右側に記していただきました。

例えば6ページ、全く新規の事業についてはこういう形で整理をしていただいたところでございます。左のほうは、県が提案した「事業計画（素案）」の形式に則り、「事業名」、「事業内容」として「5か年の目標」と「必要性、目的及び取組内容等」ということで、県の事業計画がそのままおさまるような形で書いていただきまして、右側に「提案理由」を付していただきました。

こういう形で新たに9事業を提案いただいている状況にございます。これらについて事前に配付して、各委員からいただいた資料が資料3で、第2章関係、具体的な事業に関する意見は、資料3の3ページ以降に整理しているところでございます。

簡単ですが、経緯を踏まえて、資料の見方を説明させていただきました。

以上です。

大西会長　それでは、これを順次こなしていきたいと思いますが、皆さんのところに、いま二宮さんから説明してもらったように、これまでの議論を踏まえた答申原案を配ってあるわけですが、資料3のほうでこれに対する意見をちょうだいしています。それをもとにして、かつ、きょうの追加的な御意見を入れて進めていきたいと思っております。

第2章の第1節、1～4ページについては、竹川委員と川口委員から事前に意見が出ています。これ以外に、きょうの段階で新たに修正意見の御発言があればお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、資料3を御覧いただいて、適宜ほかの資料も参照しながら進めていきたいと思えます。

3ページ、最初に、「このため、淡水導入および土砂供給」云々という左側の文章を右のように直すということです。これは「自然のメカニズムの一部であるとの認識に立って」という表現を入れるということです。若干「ついては」と補ったり修正がありますが、エッセンスはそこだと思えます。

こういう修正提案ですが、御意見ありましたら、お願いします。

竹川委員 これは、素案に対して左側の修正意見が出されたわけですが、なぜ素案をこういう形で修正したのか、答申の原案をこういうふうに修正したのかという理由の中で、かなり丁寧に解説してありますが、その中のキーワードである「自然のメカニズム」というのだけ入れて答申原案の修正の理由をここでもう一度念を押したほうがわかりやすいのではないかなというふうに考えたのです。

大西会長 念を押すということだから、原文のままでも大体意味は同じだということですね。いかがでしょうか。こういうふうにする必要があるかどうかということですが。特に支持なしですか。

修正理由はこのまま付記して県のほうに渡しますので、修正理由がここで消えるということではないですが。

これについては、Aだから、清野委員に何か言ってもらわないといけなかな。

清野委員 私としては、この「自然のメカニズム」ということを、竹川委員のような御意見をいただいて、もし明記してよければ、支持というか、御了解を得られればそうしていただければと思えます。

大西会長 起草を担当された清野さんがそうおっしゃっていますので、よろしいでしょうか。「自然のメカニズムの一部であるとの認識に立って」を補う。それに関連して、「については」としたほうが、文章上の通りがいいということですか。あるいは原文がそうになっているのかな……違いますよね。

工藤委員 ごもっともだとは思いますが、国交省の方にも御意見を伺わなければいけないと思えますけれども、もともとは自然のメカニズムの一部ではあるのですが、果たして、今の江戸川その他を前提にしてこの言葉が使えるかどうか。このところは、やはり問題ではないかと思えます。もうすっかり人為的に手が入ってしまった状態の中で、これをただ自然のメカニズムの一部であるという認識に立って課題整理をすると、いろんなところで制約を受けてくる可能性があると思うのです。そうじゃなくて、自由な発想で少し課題整理をしたほうが展開もできるのではないかと、私はそう思います。

清野委員 いま工藤委員から御指摘いただいたことに関して、江戸川放水路の話が例として出ましたので回答したいと思います。

実は、今の三番瀬が本当に自然であるかどうかという議論は、円卓会議のときにいろいろ問題になりました。その際に、同じく国土交通省のほうからパブリックコメントをいただきまして、円卓会議のほうで「今の江戸川は不自然である」というふうな表記をしまし

たところ、それについて「表現がきついのではないか」という御指摘をいただきました。

その後、先ほどの議論も含めまして、海に川の水が入るということを最低限の自然だというふう考えた場合に、どう考えても現在の三番瀬は、スイッチを入れたり切ったりするような感じでの水の入り方があって、基本的に不自然だと思います。ですから、かなり低いレベルでの自然のメカニズムで川の水が海まで届くことが多いというか、そういう認識でいま考えておりますので、到底、元の、人間が大きく変える前のレベルというのは望みようもないかと思えます。

実は、環境用水ということで、河川の真水のところに関しては、川の水の環境のための確保ということで政策が進んできましたが、海に関しては、関東地方は大いに遅れております。有明海とか瀬戸内海では、海のための環境用水の確保ということで、どのくらいの量を海から欲しているのかということをもうちょっと具体的に出そうという動きがございます。ですから関東地方でも、この三番瀬で、川の水が海にもうちょっと入ってほしいという願いを込めて、こういう文言を入れてあったり、干潟や水のことに関して各所に散りばめてございますので、ぜひ、そういった意味での御理解をいただければと思います。

大西会長 課題整理、検討を行うということですので、認識に立ってもどうしても不都合があればある方法は取らないということも当然出てくるということなので、議論すればいろんな主張がございと思えますが、これはこういう表現でもいいのではないかと、提案を生かして、「自然のメカニズム」。これは、修正理由にも確かにありますので。原案を書いた方が、気持ちとしてはこういう気持ちで書かれたと。清野さんですけれどもね。

では、よろしいですね、Aグループから、そういう修正はいいだろうということです。

工藤委員 今おっしゃった中で、かなり圧縮したり、圧迫したり、ひん曲げたり、そういう形で認識しているということなので、でしたら私も折れます。

大西会長 ありがとうございます。

その次が、資料2でいきますと3ページになります。3ページの上に、「また、三番瀬への土砂の流入と流出のバランス」という書き出しの文章がありますが、そのところで、「後背湿地等から自然に行う等して、干潟的環境（干出域等）の形成に取り組む」というふうにしてはどうかという提案です。原文は、「緩やかな土砂供給を河川等から自然にあるいは人為的に行う等して」と書いてあります。

「人為的に」を消すというのが主張ですか。提案者、簡単に説明してください。

竹川委員 人為的もレベルはそれこそいろいろあると思えますが、要はそういう意味です。

大西会長 人為的というのは一切あり得ないというお考えですか。

竹川委員 今の工藤委員のお話もありますが、要するに、今回の訂正の意味は、前と同じような意味で、「自然のメカニズム」というようなことで、特に河川等からということだけでなく、行徳湿地その他後背湿地等からというようなことは計画の中に入っていますから、それも含めて、なるべく自然のメカニズムということでの土砂供給、緩やかな土砂供給と。

大西会長 自然のメカニズムを踏まえつつ、人為的にサポートするというのはあり得るようにも思うのですが、これも清野委員の担当のところですので、御意見を。

川口委員 前の議論のとき、自然のメカニズムって、言葉尻をとらえるようではいかなかったのですが、もう、江戸川は自然じゃないんですよね。あそこは江戸川の入口に行徳河口堰があってせき止めているわけですから、もう自然じゃないわけですよ。だか

ら、この文言を入れる・入れないで事業計画がそれほど変わるものではないから黙っていたんですが、今、河川からの流入の議論ばかりしていますが、海水がもう川に行かないようになっているわけですよ。そのこと一つ取っても、全く自然のバランスということとは遠い議論になっていると思います。

清野委員　今のお二人の委員の御意見のとおり、どう考えても自然じゃない川を抱えた三番瀬といたしましては、例えば想定される事態としては、堰の弾力的な運用によって、小規模出水のときにも、たまには三番瀬のほうに川の水を入れていただくというような、そういうことも将来的にあり得るかと思えます。

その際に、御指摘のように、利水関係者とか、あるいは現在の生態系のままでいいというようなお話もありますので、そういうところとの多様な調整が当然出てまいります。これは、5年以内に何とかということではなくて、仮に海を自然を考えたときに、人為的に堰というのは操作して開けたり閉じたり、あるいはそれに付属するような施設をつくったりということですから、少しでも川の水が海に普通に入るところを人間がサポートしてやるということもあるかと思えます。

それから土砂ということに関しては、河口堰を開けたときに、フラッシュ的に上から土砂が下りてまいります。その土砂が、出水直後に溜まったものは細かい砂で、本当だったら海とか干潟まで来てくれたらよかったのになと思うような内容の砂が下りてくるのが確認されていると思います。それを、川の力を借りずに、浚渫をするのと同様に、人間が少しでもそういう航路に落ち込まないような形で三番瀬まで持って行ってやるとか、そういったことで、堰が出水時に出す土砂に関して人も人為的に人間が運ぶということもあるかと思えます。

細かいことは当然ここに書き込むことはできませんが、「人為」というのは、現在の江戸川や流入河川が自らの力で運べない土砂を人間がサポートしてやる、あるいは越えられないバリアを人間がサポートして少しでも水を海に供給してやるというような、そういった意味も含まれます。

ですから、竹川さんの意見の趣旨とこの「人為的」ということの意味は若干ずれているかもしれませんが、むしろ、竹川さんのおっしゃるような後背湿地からの流入とか、陸域を経由してとか、いろんな方法で人間が少しでも元の仕組みに近いシステムというか水循環をつくっていくことを想定して書かれている文章です。

大西会長　ということなので、精神としては、自然のメカニズムというのをいろいろなことを考える際のベースにするけれども、自然のメカニズムを踏まえつつ人間が手を加えるということはある得るのではないかとということで、そこまで封じてしまうと非常に現実離れしてしまう恐れがあるということなので、この「人為的」という言葉を残したいと思えますが、いかがでしょうか。

竹川さん、どうですか。

竹川委員　今のような趣旨でなくて、時間をかけて、同じ河川その他、それは人為的なルートかもしれませんが、それとはまた別な方法でドサリドサリと土砂を入れていくということを私は懸念しているんですね。その辺を十分踏まえた上でおっしゃっているのであれば結構ですが、そうでなくて、そのために「人為的」というような言葉をここで使われていくとしたら、私は賛成しかねます。

清野委員 それに関して、「現在残る干潟的環境を保全しつつ、緩やかな土砂供給」というふう  
うに書いてございますのは、今の竹川さんが懸念されていた、ドサッと浚渫した土砂を置  
くようなタイプの干潟づくりを懸念して、すべての干潟を人間が人為的に関与するとした  
ら、規模とか、土砂の入れ方とか、運び方とか、そのプロセスを警戒しつつといいます  
か、しかし、何もしないわけではなくてということで、玉虫色の書き方……

大西会長 要するに「緩やかな土砂供給」という言葉がありますので、まさに竹川さんが言っ  
たとおりですね。

竹川委員 今おっしゃったように、「現在残る干潟的環境を保全しつつ」、僕もそれを非常に注  
目して読んでいるのですが、それがベースになっていけば、そういう文脈で理解できると  
思います。

大西会長 とにかく、解釈はそれぞれ自由だけれども、文章は残るわけですから、解釈を押し  
付けて、それならばというのは控えたほうがいいと思うのです。文章でいきますから。文  
章の中に「緩やかな」「保全しつつ」というのがあるので、私はこれで人為的な手段とい  
うのも考えることにしておいたほうがいいと思いますが。

川口委員 この事業はすべてに順応的管理という縛りがかかっているわけですね。ですから、  
竹川さんの懸念する、ドタリドタリなんて入れられるわけがないので。そこはやっぱり、  
順応的管理というものがあらゆる事業にかかるわけですから、もうその議論はやめたほう  
がいいと思いますけれども。

大西会長 いま議論している「人為的」という言葉については、「緩やか」「保全しつつ」とい  
うことも書かれているので、ここは原案のとおりにしたいと思いますが、よろしいですね。  
(「はい」の声あり)

大西会長 それでは、今の点は原案どおり。

その次、3ページ一番下、「このため、」から始まる文章、これは下線が引いてないけ  
れども、どこを直しているんですか。「特に」というのを入れているんですか。「水路等複  
数のルートが考えられますが、特に旧江戸川からの土砂供給のルートや規模について検討、  
試験をします。」ということですか。それで後の文章を削っている。

趣旨を簡単をお願いします。これも竹川さんですか。

竹川委員 これは、左側の答申原案を一部修正する形になりませんので、文章を全体として書  
き替えたというふうになっています。ここで言っているのが、幾つかのルートが考えら  
れるのですが、その中で漁業者等が最初から言っていますように、江戸川からの大雨時の  
放水というのが、プラス面もあるのですが、大きな漁場の攪乱につながっているとい  
う指摘が前からあるわけです。その辺で、猫実川その他のあれもありますけれども、特に  
旧江戸川については、先ほどの論議とつながって、ここでもやはり、一定の量で恒常的に、  
ないしは緩やかに江戸川可動堰から流し込んでいくというのをぜひとも特記して、検討願  
いたいという趣旨です。

大西会長 原案の趣旨は、いろいろなルートが考えられる、河川、堰、水路と複数のルートが  
あり得るので、これについて複数のルートについて検討するということと、それから、い  
ま議論になった緩やかな人為的な土砂供給による干潟環境再生に関する事例収集、現況の  
把握、課題の整理等を行うということになっていて、後段のほうは、今の議論からすると、  
人為的な土砂供給についてこうした調査をするということはさっきの議論とつながるので、

原案でいくというのが大勢ではないかと思いますが、「旧江戸川からの土砂供給」とこ  
でほかを全部捨てて一つに絞るほど議論が煮詰まっていないと思います。だから、河川、  
堰、水路と入っているの、河川と言えば江戸川がすぐあるわけですから、これは含まれ  
るということですよ。

竹川委員 先ほどの放水路の話ではなくて、旧江戸川からポンプアップして、猫実川のほう  
に通すと。

大西会長 そこまで具体的には言ってないんだけど。

竹川委員 そういう意味で、旧江戸川からの供給ということで猫実川を想定しているわけです。

大西会長 いやいや、そこまで具体的には言ってないんだけど、それが含まれないとも言っ  
てないんだから。原案を見てもらうと。

後藤委員 原案が、「河川、堰、水路」ということは、どこを意識しているかは読み込めるの  
で、問題整理をきちっとしましょうということで、複数ルートという意味は、広範囲に検  
討しますという意味で取っていただければ。当然、可動堰は堰ですので、そういう見方は  
できる。ただ、それは検討をきちっとしましょうということで入れた経緯がありますので、  
具体的に書くということではない。水路というのも、江戸川、猫実川のほうも含めて想定  
していますので、それはちゃんと検討してからやりましょうということですので、今どこ  
に決めるということではなくて、むしろきちっとした議論をしてもらうというのを5カ年  
の計画の中に入れればよいということだと思います。

大西会長 論理的に言っても、ここまで議論が詰まってない段階で非常に具体的なことを書く  
というのは、ちょっと不可能だと思います。

よろしいですか、今の点は。

竹川委員 結構です。

大西会長 では、これは原案のままということにさせていただきます。

その次が「これら検討を踏まえ」というところで、これはちょっとわかりにくいのです  
が、ちょっと説明してください、どこが変更のポイントですか。

左と右で文章がだいぶ違ってはいますが、どこが違うのか。例えば「小規模」という言葉  
の場所が違ってはいるけど、「小規模」は入っているんですよ。キーワードは全部入って  
いるんじゃないですか。文章を直したんですかね。キーワードは全部同じような感じだ  
すけれども。

竹川委員 これは、キーワードは全部入っていますから、特にこだわって、こうでなくては  
いけないというふうに……。

大西会長 もし文章で通りがいい・悪いという問題があれば、戻るということで。

竹川委員 もっぱらそれです。文章を通りよくしたということだけです。

大西会長 では、清野さん、ちょっと眺めてみてください。

では、そういうことで、文章として通りがいいかどうかということ、場合によっては  
少し直すということで、キーワードは同じです。

その次が、これは川口委員の提案で、「事業内容を述べているので目標とするべき試験  
面積を入れるように修正されたい。」ということですね。これは「(1ha位)」と原案に入  
っていますが、提案の理由について説明をお願いします。

川口委員 これは一つの例を挙げただけで、小規模と言っても共通認識ができないので、それ

それによって小規模の面積が違おうと思いますので、1 ha ぐらいといったことで議論していただきたい。あるいは、それによって評価委員会が順応的管理に基づいて評価の対象にする。ですから、小規模の概念を入れてほしいということです。

大西会長 資料3の書き方がちょっと間違っていて、「これらの検討を踏まえ」というのは、資料2でいきますと、3ページの真ん中から下のほうに「これらの検討を踏まえ」という段落がありまして、その下のほうに「干潟的環境形成の試験を小規模に」、この「小規模」に具体的な数字を入れるというのが提案ですね。

川口委員 はい。

大西会長 これについては、具体的な数字を入れられるのかどうかということが問われると思うのですが。

後藤委員 川口さんの趣旨は、小規模なので、小さいほうがいいから1 ha 以下だという意味なのか、そうではなくて、1 ha ぐらいはやったほうがいいたろうということか、どっちのニュアンスなんですか。

川口委員 1 ha ぐらいはやったらどうでしょうかという意味です。

清野委員 実はその数値目標がもっとあったほうがいいのではないかと、鳥とか生物についても御意見をいただいております。今の川口さんの御意見も「数値目標を」ということなのですが、実際のところ、なかなか、具体的な数字を入れるまでの科学的な検討とかデータの解析が進んでおりませんで、現段階で数字を入れるのは難しいかなと思います。

ただ、確かに、こういうふうに数字を入れなくてと解釈が多様になってしまうので、今どこに入れるかというのは難しいのですが、全体的に、「数値的に」とか「場所を」とか、もっと具体性を増すようなレベルの検討レベルを5年間で目指すとか、それはどこかに書き込めたほうがいいのかという気がします。数字になる部分もありますし、生物の目標の場合は数字になりにくいものもありますし、何が数字になるのか自体を検討していくというのも大事ではないかという意見も出ていました。

大西会長 我々がいま議論しているのは事業計画で、この下に実施計画ができるのですよね。それは予算がつくので、何 ha というのは当然出てきますから、いずれ具体化するということで、今ここで、逆にみんなが合意する根拠もないので、趣旨はわかりますけれども、数字まで入れるのは難しいのではないかと思います。御了解いただきたいと思います。

川口委員 やっぱり、実務をやっていると、事業計画というと、みんな概念として、規模を言ったら面積は大体ついて回るのです。ですから、小規模、中規模、大規模と言ったって、数値的な概念がないのは、もう机上の空論をしているだけの話です。ですから、一応実施計画に行くときに、また上位計画のときに、数値があれば一つの目標があるだろうと。ですから、今ここで仮に1 ha ということは、別にそれに何が何でもと固執している意味ではなくて、小規模なのにどれくらいなのか誰もわからない小規模なんてあり得ないというのが、実社会の実務をやっている人たちの考え方だと思うのですけれども。

大西会長 これは実務だから、県のほうでどうですか。何か意見がありそうですが。

三番瀬再生推進室 今のお話の中で、清野委員からお聞きしたと思いますけれども、県とすればまさに順応的管理で、検討し、少しずつ試験をしながらということですので、面積を規定するというのは非常に難しいと思っています。

大西会長 書いてしまうと、やっぱり、それにとらわれざるを得ない。県の計画ですからね。

我々が県に要求するのだったらいいんだけども。

工藤委員 両方ともごもつともなので、中を取るような話ですけども、「小規模」というのは小規模だと思うのですね、そのまま。そこへただし書きか括弧書きか何かわかりませんが、これはあくまでも事業計画ですから、「小規模」でいいと思うのです。その次に実施計画を立てるときには、具体的な数値を出さないといかんと思うのです。これは護岸でもそうですよね。20mしかやらない。それでも、「もともとは20mだよ」なんて言わないでやっていますから。ずっとやるんだよ、2丁目は全部やりますよ、という言い方をします。それはそれでいいと思うのです。だから、ここのあたりで、面積を明らかにしてその実施計画を立てるということを、どこかに明記しておけばいいと思うのです。

大西会長 それは必ずそうなる、実施計画ですから。予算が絡みますから。

ということでもいいですよ。実施計画で面積が小規模というのはあり得ない。

三番瀬再生推進室 そういうことで結構です。実施計画のときには当然。

川口委員 工藤委員にちょっと反論しますけれども、それであれば「小規模」という言葉は抜いておいたほうがいいんじゃないですか。「干潟化の試験に」でいいんじゃないですか。

工藤委員 なくてもね。実施計画では必ず出てくるのですから。

後藤委員 先ほど原案の3ページで議論したのですが、その中に「また、緩やかな人為的な土砂供給による干潟再生に関する事例の収集をやります」ということで、「収集や現況の把握、課題の整理を行い、目指す環境、試験場所や規模、工法・安定性等を検討します」と書いてありますので、ここできちっと議論しないと、それは何 ha やるよというのは、これだけの理由があるからこれだけやりましょうという話でないと、「やります」というのを実施計画にいきなり出してくるのは、僕はおかしい話だと思います。事業計画ではさっき議論したところにきちっとありますので、それはきちっと議論していただいて決めていくべきもので、最初から面積ありきではない、ということだと思います。

大西会長 原案でいいということですか。

後藤委員 はい。

大西会長 では、ここは原案のとおりということで、実施計画で必ずブレイクダウンされるということで理解したいと思います。

第1節は以上です。

まだ第1節で、第12節まであるので、このままいくと明日になってしまうので、やり方を変えます。

最初に、今のように簡単に紹介して、それから追加的な修正意見のある方は修正箇所を指摘していただきます。きょうの発言ですね。それから、取りまとめ委員の方に、全部コメントしてもらいます。取るか取らないか、はっきりさせる。それで議論を絞っていきたいと思います。取りまとめ委員の方は、自分のパートのところのチェックをお願いします。

それでは、第2節です。

まず「第2節 生態系・鳥類」について、これについて修正意見をお持ちの方。

よろしいですね。

では、1カ所です。資料2でいくと、「生物多様性の回復のための」の前に「かつての」を入れたいと。古い時代だということで、「かつての」と入れたいと。過去形をはっきりさせる。

清野委員　私は、「再生」ということで過去のものを参考にしながら生物多様性の目標をつくっていくということで、「かつての」を入れたらいいのではないかと思います。Aグループの方、よろしいですか。

大西会長　反対があれば言ってください。

後藤委員　僕も「かつての」を入れたほうがいいと思います。回復ですので、どこかに戻るわけですから、「かつて」で結構だと思います。

大西会長　わかりました。では、ここは意味がはっきりするということで、川口委員の提案のとおり、「かつての生物多様性の回復」というふうにする。

次が「第3節 漁業」です。

漁業については二つ意見が出ています。

一つ目が竹川委員。7ページに関してですが、「流動の停滞等によって生産性の低下した」と書いてあるところを、「流動の停滞、江戸川放水路からの放水等を含め、生産性の低下要因の解明による」とする。意味が同じなのかどうかよくわかりませんが、それが一つ。簡単に説明してください。

竹川委員　生産性の低下要因というのが、ただ1点に絞られている。そのほかのいろいろな要因が、今まででも水産のほうからも指摘されていたわけです。そういうことで、まず生産性の低下要因をきちんと解明する。それを骨にして、前段として明確にさせていただきたいと思ったのです。

大西会長　二つ目は、これは工藤委員。取りまとめ委員からの修正。説明をお願いします。

工藤委員　これは、実際に議論をしたときにも申し上げたことですが、「千産千消」とか「ブランドづくり」という具体的な提案というのでしょうか、計画というのでしょうか、これを少しぼかしてしまおうと。「5か年の目標」そのものを、「漁業組合活動PR事業展開への支援」というような形で、少しわからなくしてしまうと言うと変ですが、目くらましをしたわけです。

というのは、「千産千消」という言葉ですね。これは確かに、銚子であるとか館山であるとか、こういったところでありましてこういう言葉が非常に有力なのですが、この三番瀬海域の場合には、漁業に関しての産物はすべて江戸前として扱われてきたものでありまして、千葉ブランドなんていう名前にちなんで三番瀬ブランドなんて言いますと、逆に値段が下がってしまう。どちらかというところ「江戸前」という大きな大きなブランド、もう実際は品質が下がってしまっていて具合が悪いのですけれども、これは何とか名前が残るように努力しなければならないというのが現状なのです。ですから、あまりブランドの問題はここでは出したくない。

それから、「千産千消」も、それでは千産千消だけで仕事になるかということ、漁業というのはそういうわけにいかないものですから。例えばアサリの場合でも、1トン獲れたり、10トン獲れたり、100キロ獲れたり、いろいろするわけです。そういう変動がある中で、地元の方に買っていただけるのは1袋200グラムしかないのです。1,000人来たってトンにならない。そういう状態なので、それでは漁師さんは食べていられない。むしろそういうことで力を入れすぎてしまうと、漁師さんは首を吊ってしまうことになるのです。漁業というのは非常に切実なものを今持っておりますので、漁業者がおやりになっている仕事にあまり干渉しないほうがいいということがあろうかと思いますので。漁業組合は当然P

R活動はいたします。ですから、そういったものへ支援するといっても、何をするかという大変難しいので、ここにちょっとだけ書いておりますのは、県民の漁業への理解というのは当然必要なのですが、県下全域における取り組みとの整合をまず図らなければいけない。ですから、いろいろなブランドの問題とか千産千消というのは、県下全域で行っていることでありますけれども、それはそれとして整合は図りますということです。

このほかにも、後継者問題なんていうのもございますが、これも全域で行っていることです。ここだけ取り上げて継子扱いするわけにはいかないというものがあります。それは整合を図るのですよということ。

ただし、特徴的なものとして、ここに書いてあります「潮干狩り支援」であるとか「地場海産物の直販会」といったようなPR事業展開は、例えばそういうことをおやりになるならば県のホームページに載せてあげましょうとか、少し広報活動を試みますよというようなことで、応援ができると思うのです。「支援」と書いておきましたけれども、お金を出して買い上げるという意味ではありません。そういう形の支援をすることができるという意味であります。

実際は、私も聞いてみたのですが、潮干狩りなんかができるのだろうか。ここに船橋の組合長さんが見えているわけですが、実際、委員の中の1人がそうなのですが、ちょっと今は計画できる段階ではないと思いますし、それから、5年の間でこれができるかどうかわかりません。が、精神的な支えと言うとおかしいのですが、この三番瀬の漁場に関しては、漁場再生ありき、漁場をしっかりといいものにするということがまず最初でありまして、そのために全力を挙げるわけですから、ほかのことは若干目をつぶっていなければならないのですけど、漁場をよくして、そしてみんなの生活を何とか維持できるようにするにはどうするかという、目標としては、市民の皆さんに潮干狩りの場所を提供できるような、そのくらいのものにはなりたいと。これは精神目標みたいなものなのですが、そのくらいのものにはなりたいという気持ちでここに書いています。

そういう形で、非常に御意見が多かった「千産千消」とか、ブランドづくり、後継者育成、こういったものを言葉の上では消させていただいたのです。まことに申しわけないのですが。そこで「8 漁業者と消費者を結ぶ取組」、名前はそのままですが。

大西会長 取りまとめの段階ではこうされたけれども、考えが変わったと。

工藤委員 はい。一応は、前にこんなことで会長さんにやっていただいたのですが。

大西会長 わかりました。

取りまとめ委員として、第3節でその二つについて、上のほうについてコメントをお願いします。御見解を。

工藤委員 放水路のことですね。これは、ごもっともな話で、大変大きな問題なんです。江戸川放水路からの放水があると、アサリがいなくなってしまうのですから。ですから、当然入れておいていただきたいようなものなんです。それじゃ、「これだけ入れてほかを入れないとどうなるの?」という問題が出てくるのです。ほかにもいろんな問題が引っかかってきます。ですから、まあ、どっちかという、左側の、もともとの会長さんに見ていただいたこの文章、漠然としているのですけれども、漠然としているほうが安全かなという気持ちはしています。我々としては、漁業者サイドの方もそうでしょうが、江戸川放水路にはいつもこういう気持ちを持っていますから、これが書いてあると、それは喜ぶん

ですけれども、それだけではないということがある。「等」と書いてあるからいいのかな、なんていうこともあるんですけども、そこら辺ちょっと難しくて判断しかねますので、よろしく願いいたします。

大西会長　　そう言われると困るんですけども。

「解明する」とまず一区切りして、「改善方法を検討する」というふうに、二段階に整理しているというのが提案の趣旨ですが。

佐野委員　　私は、竹川さんの意見を支持して、「江戸川放水路からの放水等」はぜひ加えたほうがいいのではないかと考えております。原案の部分ですと、「流動の停滞等によって」と、流動の停滞だけが具体的に示されているわけですね。

今までの議論の経過をたどっていきますと、流動の停滞域というと、すぐに猫実川河口域というようなことと結びつきやすく、これについてはかなり意見の分かれているところでもあります。そういった意味で、そこを特定し、ほかをぼやかすということは、僕がかえって問題を大きくするのではないかと思いますので、複数の理由がある程度考えられるならば、複数の理由を具体的に挙げて、それに「等」をつけて書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

大西会長　　これについて意見を求めたいと思います。

歌代委員　　私は、工藤委員のお考えに賛成です。ということは、「江戸川放水路」云々にかかってくるのと、もっともっといろんな問題が出てきているのではないかと思います。ですから、ここは「流動の停滞等」でまとめておられるので、それでよろしいかと思います。

工藤委員　　ちょっと解釈をさせていただきたいのですが。

ここで「流動の停滞等」だけしか書かなかった理由ですが、もちろん私どもも江戸川放水路の放水というのは非常に大きなインパクトとして受け取っているのです。佐野委員がおっしゃったように、それが猫実川河口の問題へつながるというような、それだけに絞られてしまうというのは全くおかしいのでして、その結果生じているのは何かというと、ノリの芽落ちであるとか、あるいはアサリの全滅ということ。アサリは実は猫実川河口にはいないのです。全く違うところにあります。それが全滅するんです。

それはなぜかということ、江戸川から水が出たら全滅するわけではなくて、漁場の水が停滞しているから影響を受けて、結局、真水の影響がいつまでも残って全滅してしまう。こういうことなのです。ですから、主要因は流動停滞だと、こういうふうに踏んでいるのです。

もちろんインパクトは、川からの水がたくさん、あっちからもこっちからもありますから、江戸川だけではなく、いろいろあるので、そういうのは全部インパクトとして受け取っていますが、それを書いていたらきりがいいのではないかと、それで「等」がついているからいいかなというぐらいなんです。

大西会長　　ほかの方を含めて意見がもしあったら、これをこういうふうに書かれると困るという意見はないですか。

感じとしては、「流動の停滞」と「水の供給」というのは、やや違うことを言っているのですね。例えば「流動の停滞等」と書いて、その「等」で読めるかということ、ちょっと事象が違うという感じもしますよね。ただ、検討しなければいけない疑わしいものを名前を挙げて特定していくのがいいのかどうかという判断もあるのかなと。相当疑わしい、必

ず原因の一つだということが再生会議として認定されれば、こういう表現もあるということです。その辺が論点だと思いますが。

佐野委員 補足になりますけれども、例えば青潮の問題であるとか、アオサを指摘されている部分もあったりもしますよね。それから、本来なかった深みが、これは青潮とつながっていくわけですが、さまざまな要因があるわけなので、その中で、工藤委員がおっしゃるように、停滞だけが主たる原因とは考えられないのではないかと僕は思っているわけです。そういう意味で、これだけを一つ取り上げて、あとを「等」でくくってしまうということについては、正直、ちょっと賛成できないというふうに思います。

大西会長 議論が割れているので、やや消極的な案ですが、「生産性の低下要因の解明をして、漁場の改善方法を検討する」。つまり、原因列挙はここではしない。とにかく生産性の低下要因は解明しなければいけないということは事実なので、そういうふうに記述する。

工藤委員 会長に整理していただいたので、それでいいのですけれども、要するにここに「流動の停滞等」と書いてあるのは、生産性低下要因のほうなんですね。それから、佐野委員もおっしゃる、竹川委員もそうですが、江戸川放水路とか青潮とか、そういうのはインパクトのほうなんです。だから、今インパクトにまでもものを持っていくとわけがわからなくなるので、要因のほうだけでいこう、それだけを書いておこうと。当然、インパクトがなければ要因は働きませんのでね。それはいいと思いますが。そういう意味なので、無視しているわけではございませんということです。

大西会長 では、「生産性低下の原因を解明し、漁場の改善方法を検討するとともに」という表現にさせていただきたいと思います。「この目標を達成するために、生産性の低下した原因を解明し、漁場の改善方法を検討するとともに」というような趣旨で、いま文章を固めてしまうと思いがあったりするので、今のような趣旨で最終的にまとめたい。

次が漁業の問題で、これは大野委員から意見を伺いたいと思います。

大野委員 「潮干狩り支援」というところですね。

大西会長 そうです。

大野委員 先ほど工藤委員のほうから、潮干狩りをやるには大変だからという話がありましたが、今現在、潮干狩りは、船橋地区のほうでは、市と共催で、富津と同じように実施しております。この「潮干狩り支援」は結構だと思います。この直しでいいと思うのですけれども。

大西会長 「『千産千消』やブランドづくりの取組支援」というのをやめて、「漁業組合活動PR事業展開への支援」というような表現のほうがいいというのが一番大きな……。

大野委員 今、ブランドづくりというのは、もう既に進行中です。

大西会長 では、「『千産千消』やブランドづくりの取組支援」と書いても構わないですか。

大野委員 構わないです、それは。既に予算化して、登録して、いま進行中です、このブランド化というのは。それも「三番瀬ブランド」でやっています。

大西会長 取組支援ということだから、今やっても、それをサポートする。

大野委員 そうですね。

大西会長 わかりました。

では、木村委員。

木村委員 僕は、「漁業組合活動PR事業展開」と、こういうふうに固定しないほうがいいか

など思ったのです。ということは、今、NPO法人の、例えば「道の駅」とか、それをさらに発展させて「街の駅」とか、いろんな形の漁業者と消費者を結ぶ取り組みがあるので、こういうふう固定しないほうが僕はいいかと思います。

大西会長 わかりました。

今の議論では、目標について、元の案「『千産千消』やブランドづくりの取組支援」ということでいいのではないかというのが大野委員の御発言で、あとは「潮干狩りの支援等」が入るのは構わないということでありますから、これを入れ込んで原文に加えるということになります、工藤委員、どうでしょう。

工藤委員 大野委員のおっしゃることで、ブランドづくりはもう進めているというのもあったのですが、これはいいのかなという気はするのですよ。ただ問題は、この地域だけのブランドに支援ができるかということですね。県としては、当然、千葉ブランドというものの推進をやっておりますでしょう。そういう形で全体の問題を扱っていますので、それは全体としてはできるわけですが、その中で、ここだけがこういうものを書き抜いていいかということがあります。これは、もし水産課の方がいらしたら、行政側の御意見を伺っておいたほうがいいのではないかと思います。

大西会長 一応この案は、行政としては受けとめられるということを出ているのだろうと思いますが、いかがですか。

水産課 いま工藤委員がおっしゃられましたように、千産千消とか潮干狩り支援、これらにつきましては、三番瀬だけというわけではないですけども、県下の中では事業を展開しているところです。

大西会長 「ブランドづくり」というような表現も構わないということですね。

水産課 はい、結構です。

大西会長 では、これはこういうことで、「潮干狩り支援」という言葉も入れる、少し具体性のある提案にするということで、文章については、お任せいただくことになると思います。

本木委員 私は、原案そのままでもよろしいような気がするのです。既に大野委員からも話がありましたように、例えば三番瀬ノリなんていうのは、私が聞く限りでは非常に評判がよろしいんですね。そういうブランドが出ているわけですから。やはり、この「千産千消」という言葉は、いま特に若い層には相当定着しているわけですね。もう「江戸前」というのは若い層には過去の言葉のような……というのはちょっと言いすぎかもしれませんが、私どもはまだ「江戸前」というのはピッタリくるんですが、むしろ「千産千消」という言葉が浸透し、定着していると思います。そういう中で、いま県下でも「千産千消」のブランドがいろいろ出ています。この原案の中にも、「県下全域における取組との整合を図りつつ」と言っているわけですから、私はこの原案でもよろしいかと思えます。

「潮干狩りの支援」という具体的なものがここに入りますが、潮干狩りができる部分は非常に限られていますので、あえてこれを入れる必要があるかどうか。

大西会長 わかりました。皆さん、潮干狩りについて特に反対ということではないと思います。さっきの提案は、原文を生かして、「潮干狩り支援」という具体的なものが右側の修正意見に入っていますので、これを加えるというのが私のまとめであったわけです。

したがって、目標については「千産千消やブランドづくりの取組支援」という原案でいく。「潮干狩り支援」については、これだけ書くと逆に突出するということもあると思

ますので、文章の並び等で入れるか入れないかを決めるということではいかがでしょうか。特に強い意見はないと思いますので。

(「はい」の声あり)

大西会長 それでは、そういうことにさせていただきます。

第3節は以上で、第4節に行きます。

第4節については、8ページまで、五つぐらい意見がありました。

はじめに竹川さんの意見で、11ページについて説明をお願いします。それぞれごく簡単に説明をお願いします。

これは、さっきと同じということですね。

竹川委員 そうです。あえて申しますならば、利根川のほうを一生懸命やっていたら佐野さんにちょっとお話ししていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

大西会長 さっきの議論と同じ文章ですね。

竹川委員 そうです。

大西会長 さっき、やめたんですね。

では、米谷さんの御意見。14ページ関わるところですね。

米谷委員 雨水浸透施設と併記して、都市部のコンクリート、アスファルト舗装と、海辺の汚染についての対策として「透水性舗装に切り替えるなど」というのをに入れてほしいです。

理由は、メリットが三つぐらいと、工事も、水道・ガス工事時に入れ替えれば一石二鳥と書いています。

大西会長 わかりました。

次のページで、川口さんから三つありますので、説明をお願いします。

川口委員 読んでいただければわかると思いますが、海水交換が出ていますが、地元の人いろいろな聞くと、効果的でない、やってもあまり意味がないんじゃないかというような意見を多数聞くので、もう一度確認の意味で、県のほうでどういう海水交換を考えているのか、まずそれを言っていただいて、県がおやりになって十分検討した案でしょうから、本当は「効果的だ」とかいうことを一々書くこと自体が変なんですけれども、そういう意見があるので「効果的な」を入れてほしいと思いました。

続けて言います。次の13ページは、江戸川流域だけ書いてあったので、真間川流域も併記していただきたいと思いました。

それから14ページ、「事業内容」は「汚濁負荷等を削減するとともに」というふうに書いてあったのですが、その次に「関連企業への汚濁防止を徹底させるとともに」ということを強く入れていただきたいと思いました。

大西会長 それでは、第4節の取りまとめ委員、お願いします。

清野委員 私から回答して、あとグループのお二方にも補足があればお願いしたいと思います。

まず、7ページの最初の御意見、旧江戸川の話をもっと具体的に入れるかどうかですが、これは、先ほどの議論もございまして、あえてここだけ個所を明記するとほかはなくなってしまふというか、そういうことで、かなりグループで検討しまして、幾つか個別の場所も含めた検討をしておりますので、ここには入れない。つまり、この部分で入れたらどうかというところは入れないけれども、それは1カ所だけ入れるとほかを排除するからという理由で納得していただければと思います。

その次の米谷さんからの浸透性の議論ですが、浸透性舗装で鉄砲水とかそういった都市型水害の規模のものが防げるかという調査もいたしました。その際、浸透性舗装のみによって想定されているようなものがなかなか防げないということとか、ほかに付随して御意見があった小動物などの対策も含めると、もうちょっと広い意味で、雨水というか、陸上の水の循環というものを考えたほうがいいという御趣旨なのかなと解釈しました。米谷さんの意見をそう解釈した上での提案としては、「多様な手段による総合的な浸透の確保」とか、個別の手段ではなくて、「多様な手段」とか「総合的な」ということを入れていただいて、御提案のあった技術的な方法も想定した内容としたらどうかと思います。ですから、一部、それに相当する文言を加えるということです。

次の8ページ、川口さんからの意見が三つございます。川口さんからの意見に関しては、県の方にも回答していただきたいと思います。

まず、「行徳湿地と三番瀬との効果的な海水交換」ということですが、これについて効果的かどうか疑問ということですが、県のほうからコメントがあればいただきたいと思います。もし効果的かどうかがいまいち疑問だということであれば、川口さんの御意見のとおり入れたほうがいいのかと思います。これは今のレベルまで検討が進んでいるのでしょうか。県のほうでお願いします。

自然保護課 海水交換の効率ということで行徳湿地について説明いたしますと、湿地の中の海水を取り入れる千鳥水門がございますが、これをほぼ倍ぐらいの規模に拡幅するという案がありますが、そういうことを計画しております。具体的な効果については今後の検討ということになります。現時点ではそのような計画を進めようとしております。

清野委員 その計画はわかったのですが、その効果については検討しているということでしょうか。まだ評価は定まっていないということでしょうか。

自然保護課 はい、これから検討してまいります。

清野委員 蓮尾さん、もし何か御意見があれば。

蓮尾委員 もともと円卓会議のときには、行徳湿地と三番瀬の海水交換はかなり有効な手段として、現在ある暗渠と三番瀬を開渠で結ぶという話がありました。それに関しては、経費的に非常に難しいということで、また、もうひとつ効果的にあまり期待できないということで、今のところはそれは棚上げになっております。

一方で、水門の拡幅あるいは増設ということについては、かなりの効果があるのではないかと。ただ、川口さんがおっしゃるように、もしかしてその効果がないのではないかという話は、行徳湿地の中での事情がありまして、例えば浅かった部分が深くなってきているとか、深かった部分が逆に浅くなっているとか、あるいはもう少し有効な海水交換の手段があるかとか、そういったことも含めて検討はこの先続けていただければなということはおっしゃっております。ですから、「効果的」という意味合いが入って、逆に私も行徳を守っている側としましては、ちっとも悪いことはないなと思っております。ただ、今の計画が効果的ではないという意味合いではなくて、よりいろいろな可能性を検討していただいてもありがたいかなという意味合いで申し上げました。

清野委員 そうしたら、「効果的な」を入れていただいて、現在検討している手段も含めて、立ち止まって考えながら進めていくという、そういった順応的管理的な検討方法の一つとしていただければと思います。ですから、これは川口さんの御提案の文言を入れたいと思

います。

次の、「海老川、真間川とともに重要な川」ということで、真間川もということですが、これについては、まず佐野さんから御意見をいただきまして、それから県のほうからも、真間川について忘れていないわけではないということなので、コメントなどがあればいただきたいと思います。

佐野委員　私もAグループの委員として、また市川に住んでいる人間として、真間川の流域もぜひ入れてほしいということで話し合いをしていた張本人です。

海老川のほうは、「水循環再生構想」というのがきちっとまとまっているのですね。ところが、真間川流域についても検討は進んでいるのですが、事業の進み具合は若干差があって、そういう意味で、真間川を具体的に取り上げないほうがいいのではないかという話し合いがそのときになされまして、私もその点については合意しました。

ただ、三番瀬に流入する河川としては、船橋側が海老川であり、市川側が真間川ですから、これは両方一緒に考えてもらわなければいけないということについては全く変わりないのですが、とりあえず計画の中には具体名は挙げなかったということです。

清野委員　県からコメントはありますか。

大西会長　ちょっと時間がないので。

清野委員　一応、いま佐野さんがおっしゃったことがほぼ全部だと思いますので。真間川についても少し加筆してあって、レベルは違うのですが、下のほうに書いてあります。そういうことで御理解いただければと思います。

3番目の企業の汚濁防止の徹底の話ですが、これについては、委員のほうからは、そういうことで強くと申し上げました。現在の文章も、一部の会社はそういうことがあるのだけれども、大半の会社は努力しているということで、このレベルの書き方で県としては川口さんの提案のところは十分認識しているという話です。ここで文字には書いてないのだけれども、認識しているということですが、どうしても入れるということであれば、会場でもう一度議論していただいて、グループとしてもこういう趣旨は発言しましたので、入れてもいいのかなと思います。

これについてはいかがでしょうか。

大西会長　今のをまとめると、7ページの最初の意見については原文のままでいく。

7ページの二つ目については、「多様な手段による総合的な雨水浸透対策」というような表現を入れる。そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長　次の11ページの川口さんの意見については、「海水交換」に「効果的な」という形容詞をつける。

次の海老川、真間川については、これは原文が修正になっておりまして、最初は「海老川」だけになっていたのを、「海老川流域等」ということで、提案理由には「真間川などでも進めていく必要がある」ということになっているので、それを踏まえて、少し熟度が違うということで、ここでは「海老川流域」を明示して「等」で補う。

最後の「企業への汚濁防止」、これについて川口さんから意見がありそうなので、その点を。

川口委員　清野委員から「県は十分踏まえている」という御意見だったのですが、何でもない

ときはみんなそうなんですよ。ここで特定の企業名を挙げることはふさわしくないですが、ここ連続して、日本のトップ企業が3社、汚水を流していたわけですね。そういうときに県のコメントが、今までは「紳士協定」という言葉を使うのですね、担当者が。紳士協定で済むのであれば、何も要らないですよ。「徹底」という言葉を省くのであれば、最近起こった3社にどういう取り決めに新たにつくったのか、それを発表していただきたいと思います。

大西会長 趣旨はわかりました。これは「事業場への立入検査等により規制基準の遵守状況を把握し」と、縷々説明してあるので、原文も相当積み込んだ文章になっていますので、これに自ら汚濁防止を徹底させるというのが加わるのは当然のような感じもしますが、御意見がありましたので、これは採用してはどうかと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 では、今のところは提案どおりということにいたします。

次に、第5節にまいります。

第5節は17ページからです。5節はたくさんあります。「委員意見」のほうでは12ページまであります。

最初の意見は竹川さんの意見ですが、「その他安全性が確保されていない護岸については、必要な調整・検討を早急に進めます」ということですが、「塩浜1丁目護岸については、必要な調整・検討を早急に進めます」と限定したいと。これは、3丁目を区別したいということですね。だから「その他」を限定したいという趣旨ですね。

竹川委員 そうです。

大西会長 これは「護岸」のほうで議論があって、2丁目、3丁目とも現在の護岸は特に耐震上、あるいは特に2丁目については現況においても陥没等で危険があるということで、改善の必要があるという認識のもとで議論が進んでいると理解しています。したがって、2丁目、3丁目、これは海岸保全区域になっている場所で、その指定の問題で1丁目とは制度上区別される必要があるわけですが、2丁目、3丁目については護岸検討委員会の扱いでは同列に扱われているということによろしいのですね。

竹川委員 違いますね。

大西会長 ちょっと護岸の方……。

矢内委員 そのとおりですね。2丁目、3丁目については同列。1丁目についてはまだ議論はしていない。

大西会長 そういうことですね。

どういう工法を用いるか、あるいは事業を行うかということについては、順応的管理をしていくということで、それぞれの置かれている後背地あるいは前面の海域の事情に応じてやっていく。これは当然、順応的管理、一言で言えばそういう範疇に入るわけですが、護岸そのものが今のままではだめだ、改善の必要があるということについては、2丁目、3丁目については同じだというのが認識だと思っています。

したがって、ここはそういう意味での区別はしない。もちろん順応的管理、一言で言えばそういうことが適用されるのは当然です。

竹川委員 護岸検討委員会では、3丁目の問題については、基本断面も含めて今期の5ヵ年計

画の中では検討しないというふうになっているのですね。それが結論です。したがって、その次の段階で3丁目の問題も検討しながら進めていくという長期計画ということでは計画には書き込まれておりますが、3丁目の護岸の危険度とか基本断面をどういうふうにするか、今のままで続けていくのか、そういう問題は論議は中断して、それは先送りになっています。したがって、この中で曖昧な表現で「その他安全性が確保されていない」という表現にしますと、せっかく1丁目であれだけの議論をしたのに、1丁目の問題もはっきりしませんし。だから、具体的な今までの論議の経過を見ますと、1丁目をきちんと出して、3丁目、ここで触れる必要のない問題については触れないと。そのほうがいいのではないかと思います。

3丁目の問題を論議しますと、いろいろありますが、かなり時間もかかるでしょう。私のほうも言いたいことがありますから。だから、今言ったような趣旨で検討して、皆さんの御意見を承りたいと思います。

川口委員 会長、竹川さんの意見を聞いてましたか。竹川さんは理解が全然違ってきますね。

3丁目は、今、中断したんじゃないかと、護岸検討委員会でも、最近もまた河川課のほうから、それぞれの案をどんな提案でもいいですから出してくださいと言って、いま並行して護岸の検討を進めているわけです。

それと、護岸検討委員会でも再三言ってきていますが、1丁目、2丁目、3丁目というのは、護岸の構造上から言ったら、どれもみんな危険度は同じで、やや1丁目のほうが危険度は進んでいるということですが、早急にという意見は、1丁目も2丁目も3丁目も同じなんです。ただ、予算のこととか順序があるから言っているのと、1丁目は海岸保全区域に入っていないということが大きな問題であって、我々は一緒に全部やっちゃえばいいんだという意見を言っていたのですが、ちょっととんちんかんな議論にもなっていましたので。ですから、海岸保全区域とそうじゃない区域というのは、かなり対応に違いがあるのだということがわかっていないと。ただ、緊急性はみんな一緒だということです。3丁目はいいんだ、構造上も安全だという根拠は何もありませんので、その点は強調しておきたいと思います。

倉阪委員 1丁目については、資料2の19ページの新規事業の提案のところで「特に塩浜1丁目護岸は早急な改修が必要です」という形で明記したところなので、議論がすっ飛ばされているわけではないと思います。

ここの柱のところでは、皆さん市川護岸しか頭がないようですが、船橋のほうの護岸も崩れているところもあるわけです。この部分では、一般的に安全性が確保されていない護岸について触れておけばいいんじゃないか。具体的な記述は後に出てくるわけですから。私は原案でいいと思います。

大西会長 どういうふうに解釈しているかということまで含めて議論になると、頭の中が悪いということになりますので、それははずして、ここに書かれている文章でいきたいと思います。

もう一回立ち戻りますと、17ページについては、元の県提案の素案でいきますと28ページになりますが、「進めていきます」という2段落目の最後まではそのままにして、それに加えるのが「その他安全性が確保されていない護岸については、必要な調整・検討を早急に進めます」で、これは「安全性が確保されていない護岸」と形容詞がついています

ので、この対象になる護岸は安全でないということでもあります。

この原案でよろしいのではないですか。何も書いてないのだから。

佐野委員 その前に、塩浜1丁目から3丁目の護岸は、円卓会議のときに、どの程度老朽化しているのか、危険なのか、調査が行われておりますので、それをもう一度県のほうから言っていたことが、ここでは必要なのではないかと思います。

それから、護岸検討委員会のほうで、私の理解も、2丁目と3丁目はとりあえず区別して考えているというふうに理解しているのですが、その点もあわせて県のほうから説明をお願いしたいと思います。それは必要なことだと思うのですけれども。

大西会長 その中身については護岸の委員会で議論していて、今ここでは、丁目は特定していないということで、「安全性が確保されていない護岸」だと。それはどこかということについては、私はさっき言ったように理解しておりますが、護岸検討委員会で議論されているということになりますので、この文章そのものに反対する理由はないのではないかと思います。

佐野委員 僕自身は、この文章どっちを採用したほうがいいかなということを考える上で、今の説明は県のほうからしていただいたほうが、委員の皆さんはわかりやすいのではないかと思います。

大西会長 もちろんそれは説明してもらいますが、あえてここで説明を聞く必要もないんじゃないですか。護岸検討委員会で十分議論されていることだと思いますが。

あえて要請があるので、では、ごく簡単に説明をお願いします。

三番瀬再生推進室 3丁目の問題ですが、市川塩浜護岸については、2丁目、3丁目も含めて事業計画として既に固められているということだと思います。この今回追加になった部分は、そういう意味で2丁目、3丁目以外を除いてということになっていますので、事業としてははっきり二つ分けているのだらうと思います。それが1点申し上げておきたいことです。

それからもう一つ、既に固まっている事業計画にありますように、まず2丁目の900mを5ヵ年で取り組みます。2、3丁目について、2丁目のほうが当然優先順位が高いということで、2丁目から取り組んでいきます。3丁目はそれ以降です。強度的にも、3丁目のほうが築造した年限も浅いので、そういう順番になっているということでございます。

河川環境課 河川環境課の青木と申します。

これの説明は、円卓会議のときにも1度させてもらいました。護岸検討委員会でも説明しました。

2丁目と3丁目は約10年ずれがあるということで、現在の時点では、2丁目は危険だ、3丁目はまだ余裕があると。ただし、今のまま2丁目だけ護岸を改修して、その後3丁目がどうなっているかということ、相変わらず護岸の腐食は進行します。ということは、計算書を見ますと、7.5年後には3丁目の護岸も腐食が進行して、現状でも危険な状態になるという結果を報告してございます。

大西会長 ということは、今この箇所については、何丁目と明記されてなくて、安全性が確保されていないところについて必要な調整・検討を早急に進めるということなので、これは原案のままということではよろしいでしょうか。

(「賛成です」の声あり)

大西会長　それでは、そこについては原案のままということにさせていただきます。

それで、同じような趣旨の議論が出てくるわけですが、その下についても、「海と陸との連続性の回復や、……」の前に「塩浜2丁目」を付け加えるのと、「実現に取り組みます」を「……実現を図るため、調査に取り組みます」ということですが、既に現在これは事業に入っている部分が含まれているということですので、これは「実現に取り組みます」という表現で……ちょっと第5節担当の人に整理してもらったほうがわかりやすいんだね。お願いします。

川口委員　これもいろいろな意見が出ました。その中で、事業計画として計画部分をなるべくセットにするということもあって、こういう「自然再生の実現に取り組みます」と。調査とか試験ではなくて、実現に持っていくのだと、そういう強い意志のあらわれでこの文章になりました。

大西会長　提案が出ているので、提案に対するコメントをお願いできたら。原案でいいと。

川口委員　ええ、原案でいいと思います。

大西会長　手順を変なふうにしましたので、もう一回手順を戻して、今、資料3の9ページまで行きましたが、10ページの右、「18頁」と書いてある提案箇所から、提案した人に簡単に説明してもらいます。

では、お願いします。

竹川委員　これも県の素案をベースにしているのですが、念のために申しますと、前の「その他安全性が確保されていない」云々も、県の素案では2丁目護岸に限定して計画目標が書かれています。したがって、県としても今までの経過を追って2丁目護岸に限定して素案をつくったものと思います。

同時に、二つ目の「陸側における自然再生の実現に取り組みます」、これも県の素案ではそうは書いてありません。それにはいろいろな背景があると思いますが、それはまた県のほうからお話を聞いてもいいと思いますが、「調査に取り組みます」、これが県の素案です。これは先ほど申しましたのと同じ理由ですが、海側と陸側の再生事業は、はるかに陸側のほうが難しい問題を抱えています。ですから、5ヵ年間で具体的な計画は出ておりません。少なくとも関係者の話し合いの場を設置する、そこまでが計画に出ているわけです。したがって、それも含めて「実現のために取り組む」というのは、到底、今の状況では期待できない。したがって、県の素案のとおり……。

大西会長　10ページの「18頁」の提案からです。竹川さんの提案が幾つか残っていると思います。それを説明していただきたい。

竹川委員　それが9ページの最後の二つ目ですね。

10ページの湿地再生の事業、これは同じような趣旨で、先ほど保留になった問題です。湿地再生について、「調査」とするか、「実施」とするか、「取り組み」とするかということなので、同じ問題です。保留になった問題です。

これにつきましても、私は、県のほうの「調査の実施」というところに合わせてよろしいのではないかと。今言った海側、陸側の問題と同じ……。

大西会長　今、県の提案に対して、再生会議の取りまとめた答申案の提案が出ているわけです。それをめぐって議論しているので、もとに遡ってそれをどうするかという議論をしているのではなくて、答申案の議論をしているのです。

竹川委員 答申案については、そういう理由で、再生の実現に取り組むというところまでこの5年間で作るという表現は問題を含むのではないかと。したがって、「調査の実施」というところで考えたくらいがちょうどいいのではないかという感じがします。もちろんその中で実現していくようなバランスの取れたことが期待されるわけですが、それはもっぱら陸側の条件次第だと思います。

その次の10ページの二つ目も、同じ理由です。

それから新規事業。これは先ほどの「その他安全が確保されていない問題」ということと同じような観点ですね。1丁目については、もちろん海岸保全施設でもなし、また漁港の問題も含むわけですが、そういう問題も視野に入れながら。これはそう簡単に短期間に行くかどうかわかりませんが、そういう意味で必要な調整・検討を早急に進めるということを書いたほうがわかりやすいのではないかと思います。

川口委員 竹川委員は、議論の経過を全部すっ飛ばして、自分の意見に固執しております。素案が2丁目だけしか書いてないと言って、そのことを補うために皆さんの意見を求めて、それを取りまとめた結果が「実現に取り組めます」になっていっているわけです。ここでまた、素案について2丁目だけしかやってないから、そこからの議論は早急だとかやり過ぎだというのは、経過を踏まえていない意見に終始していると思います。

大西会長 その先に、佐藤委員と後藤委員の5節に関する提案があるので、その趣旨を伺いたいと思います。

11ページに佐藤委員の意見があります。これは修正点はどこになりますか。

佐藤委員 これは、今、川口委員がおっしゃったとおりでございます。

大西会長 後藤委員、次のところを。

後藤委員 これは、追加された事業ですが、もちろん護岸については安全じゃないところは検討をどんどん進めていけばいいのですが、その中に「生態系に配慮した改修が行われるよう、『市川漁港の改修』も視野に入れながら」と。市川漁港については、改修にするのか、それとももうちょっといい方法があるのか、そういう議論が全然なされていないので、改修じゃなくて「検討」という言葉に直しておいたほうがいいのではないかと。漁業者の方はどう考えられているかわかりませんので、この段階で改修というのは、そこを直すというニュアンスなので、もうちょっと幅広い「検討」ということを入れておいたほうがいいということです。皆さんの意見もまだ聞いてない状態ですから。

大西会長 それでは、取りまとめの川口委員に、竹川委員のところは伺ったので、今の最後の後藤委員のところを。

川口委員 これも、工藤委員がいらっしゃる漁業との関係が非常に強い問題で、漁港の問題をいま我々はここでやっても討論できないのですね。「検討」と「改修」の差は何かといたら、「検討した結果、改修」という方向だととらえたのですが、改修も、全体的な改修もあれば、部分改修もある。ですからこれは、今この場所で改修を検討する議論があって、その意味の差は何ぞやということになっちゃうと思うのです。だからこれは、この場で皆さんに検討してもらって、「検討」のほうがよければ「検討」でいいと思いますけれども。

大西会長 「改修等も視野に入れながら」と、「等」を補うという手もあるかもしれない。「市川漁港の検討」というと、何か幅が広すぎる、国語的な意味で。

後藤委員 「改修等」でもいいのですが、改修という、それを直すという言葉ですので、も

っと幅広いことで。「改修等」でもいいのですが、必ずしもその場でやるよということではないことを確認していただければ、それで結構です。

大西会長　そうですね。「等」ということで何か改善をするという意味を込める。

それでは、元に戻っていただきまして、決めていきたいと思います。

護岸については、危険なものについては改善が必要だ。これは埋立を中止したということで、特に市川についてはある意味で埋立が前提になった護岸になっているので、暫定的な護岸だと。ここについては埋立中止ということで反射的に護岸の再整備ということが大きなテーマになって、かつ海岸保全区域も変更になったので、ますます護岸の改善が重要になってきたわけです。したがって、そういう趣旨で問題を整理していくと、これは1、2、3丁目すべてにわたることです。ただ、1丁目については海岸保全区域が適用になっていないということですので、その扱いが異なってくるということになります。ただ、護岸の状態は危険であるということについては、1丁目についても当然そうだし、全体に危険な護岸については何らかの手段を講ずることが必要だ。その手段については、さっき言ったように、順応的管理ということでやっていくということでありませう。

したがって、そういう精神で全体を整理していきたいと思いますが、ほぼ原案の提案を生かすということでやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あともう一回読み直して、少し字句等を直す必要があれば整理したいと思いますが、書き方としてはそういう書き方で、もちろんいろいろ配慮されて文章はできていますので、事業が及ばないところについては明示しないということもここで配慮されていると思いますので、そういうことを含めて。ただ、書き直す精神としては、今私が申し上げたようなことが共通認識だと思しますので、そういうことで対処したいということではいかがでしょうか。

竹川委員　1点だけ。海岸保全施設ということで2丁目、3丁目を改修するというのが、今の改修工事の名前ですね。3丁目については、そういった意味で、緊急早期着手事業として、いわゆる危険の緊急性があるからという形で3丁目を含んでいいかどうか、これはまだ確認されていないわけですね、先ほどの県のお話のように。したがって、私は、今の会長の話にそういう趣旨を含んで提案していただきたいと思います。

大西会長　ほぼ原案をベースに、もし字句等の修正が必要であればそれを加えるということではいきたいと思いますが。

佐野委員　10ページの真ん中辺で竹川さんが提案されたところですが、「自然再生（湿地再生）に向けた調査の実施」……。

大西会長　これはまだ残っています。あとで議論します。

次が「第6節 三番瀬を活かしたまちづくり」、これについて後藤委員から一つ意見があります。

後藤委員　確認だけです。「広域的な」というニュアンス。「広域的な観点から『地域協議の場の設置』」というのがあるので、これはあくまでも広域的な見地ですから、浦安、市川、船橋、習志野を対象として三番瀬全体でどうするかという広域的な議論がきちとあって、その上で例えば市川はどうするか。市川は分科会ができるのかどうかかわからないですが、そういうことを意識しているのかどうかだけ確認させてくださいということです。

大西会長　これについて、取りまとめ委員、どうぞ。

川口委員 当然、4市は入ると思います。しかしながら、三番瀬は市川市が一番エリアが広いわけで、市川市のかかわり合いが最重要になると思います。この4市はとても仲がよくて、何かにつけて協議会をやっていきますので、県のほうも十分に協議会をしていただきたいと思います。

大西会長 よろしいですか。

後藤委員 はい。構わないです。

大野委員 今の川口さんの意見が議事録に残るわけですが、「市川が一番エリアが広い」というのは訂正したほうがいいのではないかと思います。

川口委員 海のことを言えば、市川市ではありません。今は第6節を言っていますから、市川市と言いました。

大西会長 それは後で十分議論してください。

では、第6節については原案通りということによろしいですね。

では第7節。これは二つ意見があります。

まず、竹川さん。これも「調査」にしろということですね。

竹川委員 そういうことです。

大西会長 では、まとめてやりますかね。

では、後藤さん。

後藤委員 僕のほうは、「地域協議の場」というのは、さっきのまちづくりと同じですので、そういうふうに要旨がきちっと絡まるということが確認されていますので、原文のままで結構です。

大西会長 4市というのは、どこかに書くことになるのですか。

後藤委員 いえ、書き込まなくても、そういうふうに広域的な地域協議という要旨がきちっと絡みますよということが確認されていれば結構ですので。

大西会長 ようやく最後のページに来ましたが、第8節、第9節で何か修正を求めたいという意見をお持ちの方がいらしたら、お願いします。第8節、第9節は、特に文書による意見表明がありませんでした。「環境学習・教育」「維持・管理」というところですが、特にありませんか。

それでは、第8節、第9節は原案通りということで。

第10節について、竹川さんから意見がありますので、お願いします。

竹川委員 これは、パブリックコメントで繰り返し強調されている問題ですね。それはきちんと受けて、特にラムサール条約については、受けてきちんと書く。どこまで具体的に積極的にいけるのか。ただ書いてそのまま放っておくというのは、この間の県の特別委員会でもそうですけれども、これを見守るというようなことでは全然進まない。そういった意味で、今回はきちんと、登録の早期実現、しかもその目標を2008年度、そういう点を書いておきますと、おそらく県は動いてくれないのではないかと。県の計画の中に、申しわけないのですが、最低、この辺の歯止めというのでしょうか、目標、目的を書いていたいただきたいということです。これはパブリックコメントを受けた意見です。

大西会長 考え方として、節のタイトルについては、基本計画で議論しているので変えない。基本計画で議論したことについては、ここではよっぽどのことがない限り議論しないということなので、第10節のタイトルはこういうことです。

むしろ竹川さんの第 10 節にかかる提案は、「(第 1 段落省略)」と書いてありますが、「このため」以下のところです。

これについてはいろいろ合意があって、漁業者がまだ不安が払拭されていないと。現在の漁業者の意見というのは私ははっきりしませんが、少なくとも円卓会議では不安が解消されていないということが表明されておりますので、漁業者を含めた合意形成がラムサール条約には必要だということになっていきます。それを含めて登録促進をしていくというのがスタンスだと思います。その意味では、原文が変えにくいのですね。いろいろ微妙なバランスの上に立ってこういうことが書いてある。再生会議としては登録促進ということですが、今言った問題が残っている。

倉阪委員 私も早く登録したほうがいいと思いますが、調整の今の状況ですね。2008 年というのはかなり直近のことが書かれていますが、この機会に県のほうから、今の状況を、簡単に結構ですから、お教えいただければありがたいなと。

自然保護課 ラムサール条約登録の事務は環境省の事務になるわけですが、手続として、まず自然環境調査、社会環境調査というところがございますが、現在はまだその調査を実施中ということでございます。その先にはまだ進んでおりません。

倉阪委員 お聞きしたいのは、2008 年というのは、現実性は……。提案を検討するに当たって、これについては県の調整状況を聞かないとわからないから聞いたので。その調査をやって、いろいろな手続がありますから、そこについてはこういうふうなものが本当に書けるような調整状況なのか、それともこういうものは書けないような調整状況なのか、今の段階でわかりますか。

自然保護課 一言でお答えするのが難しいのですが、議会のほうの特別委員会でもいろいろ御議論いただいておりますし、2008 年というのは確かに一つの機会ではございますが、作業がスムーズに進めばもっと早い手続も可能でありますし、調整がなかなか進まないとなれば 2008 年のその次の機会ということも考えられますので、「2008 年」と入れることは難しいといえますか、出しにくいかなというふうには思います。

大西会長 前回できなかったわけですから、それに比べて何か好転したということではないということですね。

自然保護課 はい、目立って好転したということではないと思います。

大野委員 今この段階で、調整の動作も心配も何もないですね。音無しの構えで、どこがどうなっているか。当事者としては早急にやりたいという意味はあるのですが、どこが調整して、どこが責任を持って、漁業はこれまでどおりできますとか、そういう話はどこからもありません。

後藤委員 僕はちょっと見落としていて意見を出せなかったのですが、「事業計画(素案)」の 39 ページ、「谷津干潟と三番瀬との連携を考慮した」と書いてあって、実は前に行徳内陸性湿地も一応視野に入れて検討する必要があるのではないかと申したので、今回気がつかなかったので申しわけないのですが、それが落ちていたので、その辺は入れておいたほうがいいかと思っておりますので、追加で 1 点だけお願いします。39 ページ、「第 1 次事業計画の目標」の「谷津干潟と三番瀬との」のところですが、「行徳内陸性湿地」と入っていましたか。

工藤委員 下から 2 行目にありますよ。(資料 2、30 ページ)

後藤委員　　こっち側は修正していないですね。修正できますよね。

大西会長　　では、それは合わせますか。判断してください。

倉阪委員　　より細かい「計画事業」で書いてありますし、ここは「連携を考慮した」というような書きぶりなので、「計画事業」のところで明記されていれば忘れることはないのではないかというふうに思います。

大西会長　　実はラムサール条約等については最後にやろうと思っていたのですが、お手元の資料2の最初のページを御覧いただきたいのです。これは答申文で、これを添えて本体を答申するというのですが、答申の具体的な事業計画の中にはちょっと書きにくい内容で、しかし基本的なスタンスとして重要だということを、文章の中に織り込みました。しかも短い文章にして、それぞれが目立つようにしたわけです。主文は上の2行で、「別添のとおり答申します」というのが主文で、これに今議論しているものがつくわけです。「なお」以下がついている文章でありまして、ここで予算措置、県民参加による財源確保というお金の話を書いて、事業の進捗が県民にわかりやすい達成のイメージなどを示してくださいと。それから漁業振興について、漁業者の意見はもとより、再生会議や漁場再生検討委員会での審議を踏まえて取り組むように要望する。最後に、いま議論になっている条例とラムサール条約については目に見える努力を行うということを書いています。ここで踏み込んでいるので、本体のほうは原文でもいろいろなバランスの上でこういうことになっているので、ここは原案でいきたいと思います。

竹川委員　　先ほど県の自然保護課の話があったのですが、三番瀬特別委員会での県の自然保護課の話は「見守っております」という話で、極めて受動的な答弁が県会議員に対して特別委員会の場で行われたわけです。これは本当に言いにくいのですが、大野さんの話でも、三番瀬の漁場の過半数を占めている船橋のほうにも正式な話が行っていない。会長のコメントの中に「具体的な目に見える」というのがありますが、これは県の基本計画の中でもきちっとしたコメントがあったわけですね。しかし、その項目が、その後の中ではほとんど誠意ある動きが示されていない。したがって、県のほうとしても、できるだけ具体的に目に見える形で県計画をつくっていただきたい。そういうことを要望しておきます。

大西会長　　後退的なことを言っているのではなくて、登録促進ですから、非常に趣旨は明瞭だと思います。ただ、プロセスが残っているということで、ここについては、後で議論していただくこととなりますが、こういう答申文に記述もあるということを含めて、原案のとおりでいきたいと思います。

それでは第11節について、どなたか意見がありましたらお願いします。これは特に文章での意見はありませんでした。

それでは第12節。これは一つだけ、竹川さんの意見です。説明をお願いします。

竹川委員　　初めてこういった広域な形での案が出たというのは大変な進歩だと思っているわけですが、その中でこの三番瀬の再生の計画を詰めてきた経験を広めていく。その中で、県の標語にある「千葉主権」と「千葉方式」、これを広めていかないと、千葉県だけでは東京湾問題というのは進まない。三番瀬問題もやはり進んでいかない。そういった趣旨ですので、そういう意識を表明するためにも県民にこういった問題を訴えていただきたいという意味です。

大西会長　　趣旨は原案と同じだと思いますが。

第 12 節の担当の方、お願いします。

倉阪委員 「千葉方式」というキーワードを入れるということが趣旨なのですか。

竹川委員 「千葉方式」でも「千葉主権」でもよろしいのですが、要するに千葉が主体的に三番瀬の経験を広げていくという意味です。

倉阪委員 千葉方式、千葉モデルというのは、中身がそれだけ入れただけではよくわからないかなと思いますし、それ以外のところはほぼ同じ趣旨だと思いますので、できればこのままやらせていただいたほうがいいかなと。

竹川委員 その意味は、東京湾開発の行動計画、これは国のほうで主体的に動いていますね。全体として東京湾の再生問題は、そういった上からの動きが非常に強い。積極的な面もありますが、そういうのは、地元の湾岸の自治体として、千葉県として受けるという場合には、それに席を並べるだけではなくて、千葉県の経験をその中で発信していく。それが県民に対しても非常に有効な宣伝になりますし、各都県に対しても一つの説得力のある問題だと。

大西会長 最後の 12 節のところですが、「千葉方式」と言うと、私は埋立方式なんかを思い出したりするし、中身の説明をかなりしないとわからないし、他県、他市、県外の自治体に呼びかけるのに、名前がついているのを使えというのはなかなか表現としても難しいような感じですので、精神としては、三番瀬の再生で我々が縷々議論しているまさにこの事業計画なり基本計画に込められているようなこと、あるいは再生会議として、あるいは円卓会議以来の参加型の仕組みで議論してきたこと、これらを「三番瀬の再生」という言葉で我々は表現しているわけですが、それで意味としては尽くされているのではないかと思いますので、ほかのキーワードはほとんど変わらないので、ここは原案のとおり、「三番瀬の再生を通じて」でいきたいと思います。

以上、一通り議論して、唯一残ったのが、何か所か出てきた、「調査」という表現にとどめるのか、「取り組み」というふうに少し広い言葉にするのかですが、私としては、「取り組み」という言葉で、調査だけではなくて、何かその調査で方針が出れば事業化していく。その事業については、いろいろな格好でモニタリングとか順応的管理ということをやっていくわけですから、何か取り組みをしたことによって一人歩きしてしまうということはありませんので、積極的な姿勢を示すために「取り組み」という言葉を基本として使っていきたいと思います。調査に限定されているところがあれば、そこはそうするということです。何か所かありましたけれども、そういうことでいかがでしょうか。

御意見がありましたら。

佐野委員 例えば竹川委員が指摘されたところですが、資料 3 の 10 ページ、先ほど言おうとしたところですが、真ん中辺です。原案のほうは「取り組み」なんだけれども、「調査の実施」にしたほうがいいのではないかという意見であるわけです。

これについて、例えば先ほど蓮尾委員から、行徳湿地と三番瀬の海水交換の件について、千鳥橋水門の拡幅は県としても前向きなんだけれども、暗渠になっているところを開渠化していくことについては非常に後ろ向きというか、あまり考えてないようだというわけですね。ところが、再生計画案を見ますと、実は開渠にして、そのところ 陸地になっている部分ですけれども を湿地再生しようというものがセットになっている、そういうイメージ図があるわけです。これは、私自身の考えでは、今度の三番瀬再生計画の中

の目玉だと個人的には考えております。ところが、地権者のいる土地の問題ですから、調整は非常に難しいわけです。そうすると、竹川委員が言われるように、本当は陸と海と両方で並行して湿地再生を進めていきたいのだけれども、どうしても陸のほうが遅れがちになる。そうすると、結局、海だけをいじってしまうだけに終わってしまう可能性もある。それは避けたい。ましてや5年間の1次事業の中では、それは到底難しいのではないかと。そういった心配は僕は非常によくわかるのです。

ですから、会長さんが言われた案ですが、すべて一律に「調査」よりも「取り組み」にしたいとおっしゃるのだけれども、僕は個別に、この部分については竹川委員の心配を私も同じように感じますので、「調査」というところが妥当なのかなと感じております。

竹川委員 先ほど川口委員からも、順応的管理という仕組みがあるから、それでまず歯止めがかかるのではないかと、重ねてのお話があったのです。順応的管理というのは、実際に、専門家であればあるほど、いま現実の問題として非常に難しい、言い得てなかなか実施できないと。これもまた後の問題になってくるわけですが、そういった問題を考えますと、環境影響評価委員会の問題にもあるわけですが、ある意味、「順応的管理」と文句がついていけば、その事業は問題なくそれこそ実現に向けて取り組むという格好で書いてしまっているのかどうかという点がありますので、それも念のために付け加えておきます。

大西会長 全体として「取り組み」と言っても、今期、調査だけに終わるものもあると思います。ただ、調査のための調査ではないので、それは次のステップを当然想定しないと、何のために調査をやるのだということになるわけですね。そういう姿勢を我々も県に答申として出して、県が県民の税金を使って事業をやるわけですから、調査に限定したような書き方で、むしろそこから先は進んじまいかんというような誤解を招くような表現はやめて、「取り組み」という少し広い表現を使えるところは使う。本当に調査をやるということであれば、それは「調査」という言葉を使っていきたいと思いますが、そこのところはもう一度点検して、きょう出たところについては私は「取り組み」という表現のままでいいと思っていますので、いま具体的に挙がったところはそうしたいと思います。ほかのところについても、用語については少しチェックしたいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」「結構です」の声あり)

大西会長 それでは最後に、資料2のさっき御覧いただいた1ページ目、堂本知事宛ての文書であります。さっき紹介したので繰り返しません、附帯意見ということではなくて、ここに簡潔に盛り込むことによって非常にわかりやすいのではないかと思いますので、こういう文章をつけたい。これ以外には、本文で構成されているということです。いま議論された答申本文とこれでお渡しする。これそのものをお渡しするということになります。

これについては特に御意見はなかったわけですが、こういうことでよろしいでしょうか。それでは、駆け足で恐縮です。あと少しありますので、会場から。きょうは議論が詰まっていたので今まで御意見を伺えなかった。何人かの方に伺えると思いますので、御意見ある方は挙手をお願いします。

発言者A 市川の宮久保から来たAです。

きょうのまとめの審議を聞いていて、最後の会長のコメントを含めて、ラムサール条約についてこういうふういきちと触れられるのは大変いいことだと思うのですが、同時に、

委員の何人かの方から指摘がありましたが、僕も会場から何回か県に対しても、ラムサール条約については、具体的にどこがつかえているのか、問題なのかをはっきりしてほしいと要望として出し、パブリックコメントでもそういうことを何度か述べてきているのですが、今の県の説明をお聞きしていて、極端に言うと、全然と言ってもいいくらい進展していないし、もし幾らかでも状況が変わっているなら、その点についてのコメントをいただきたいと思うのですが。さっきの説明では、どうしてなのかということを含めて非常に大きな疑問を感じたので。円卓会議を含めてこれまで4年にわたって審議してきた中で、三番瀬の保全という意味で言うと、県条例とラムサール条約が制度的担保の一番重要な柱であるし、特に県条例についてはもちろん県議会での権限ですから、あと再生会議あるいは市民を含めた制度的な保証としてはラムサール条約なんですね。それについて一切進んでいないということについては、僕は、本当に、啞然としたというか、驚いています。ぜひその辺、県もこの会議を受けて真剣に努力していただきたい。お願いしておきます。

発言者B Bと申します。

きょうの事業計画のまとめというのは、実施計画に続くものだと思います。護岸について言いますと、塩浜2丁目、3丁目は別であったということが言われておりますので、ここで、安全性を確保するために一つにしないでほしい、区別して書いていただきたいと思います。

以上です。

大西会長 ありがとうございます。

おかげさまで一通り最後まで行かまして、文章が確定できないところはありますが、趣旨は了解していただきましたので、さっき私が申し上げた趣旨で私が取りまとめるということで御一任いただけますか。

(「はい」の声あり)

大西会長 ありがとうございます。

それでは、会長に一任していただいたということでこれをまとめて、もう一回11月に会議がありますが、具体的な答申をいつやるかということも含めて一任いただきたいと思います。内容について確定した段階で、もちろん皆さんにその内容をお知らせできると思います。

それでは、事業計画については文章の細部についてお任せいただいて、基本的にはまとめたということであります。ありがとうございました。

### (3) 報告事項について

- ・三番瀬フェスタ2006の開催について
- ・三番瀬再生会議委員の募集について

### (4) その他

- ・三番瀬にかかる平成18年度自然環境保全基礎調査の実施について

大西会長 その他の議題は、さっき竹川さんも心配しておられましたが、きょうは余裕がなくなって、次回ではだめなものだけきょうやりたいと思います。

佐藤委員 県のほうに一つ聞きたいのですが、18年度の事業予算1億3,000万円という予算

を取ってあったのですが、もう半期を過ぎましたので、中間報告をひとつ聞かせていただ  
けませんか。

大西会長 それはきょうは用意がないと思いますので、次回でよろしいですか。

佐藤委員 はい。

竹川委員 関連です。平成 18 年度予算の中で、1,200 万円という金額で事業の調整その他の  
項目で予算があると思います。その事業の調整関連の 1,200 万円というのは、おそらく委  
託ではないかと思います。その具体的な中身を、既に執行しているかどうかわかりませ  
んが、お聞きしたいと思います。

大西会長 それらについては、次回、答えていただきます。

それから、竹川さんの前回の質問についてもきょうはできませんでしたので、次回とい  
うことで。

竹川委員 先ほどの話は、この間、その場で、あと 5 年間くらいかかってやるという話は伺  
っています。簡単なお話は伺っているということで訂正しておきます。

大西会長 では、事務局のほうで、きょう、どうしても報告しなければいけないことがありま  
したら。

三番瀬再生推進室 報告事項のうち、評価委員会と環境学習施設等検討委員会については、次  
回到報告させていただきます。

三番瀬フェスタ 2006 開催については、資料 7 を御覧いただきたいと思います。

フェスタの第一弾として、8 月 19 日、26 日に、市川市塩浜多目的運動広場で実施いた  
しました。フェスタ Part 2 が、10 月 28 日、午後 3 時から船橋市中央公民館 6 階講堂で行  
われることになっておりますので、御都合のいい方はぜひ御参加いただきたいと思います。

報告事項の四つ目ですが、三番瀬再生会議の委員の皆様におかれては、熱心に 2 年間御  
審議いただいたわけですが、12 月 26 日で任期を迎えることとなります。これに伴い、県  
といたしましては、多くの県民の方や環境保護団体の皆さんの意見を三番瀬の再生に反映  
するという趣旨で、改めて公募委員及び環境保護団体委員を公募したいと考えております。  
具体的には、10 月 5 日に出される「県民だより」において募集を始めます。その後、記  
者発表やホームページ等において広く呼びかけてまいりたいと考えております。なお、具  
体的な選考委員会等を置くこととなりますが、具体的な論文のテーマや選考委員会のメン  
バー等については、現在検討しているところでございます。

あと、「その他」にございます 1 点を報告させていただきます。

環境研究センター 三番瀬にかかる平成 18 年度自然環境保全基礎調査を実施する予定です。  
詳細は、「次第」のついている資料の資料 6、最終ページになりますが、それをお読みい  
ただきたいと思います。

この調査の結果は再生会議にももちろん報告させていただく予定にしております。

以上です。

三番瀬再生推進室 あと 1 点、先ほど竹川委員から御質問いただいた件ですが、前回の速記録  
を確認いたしました。前回、県から説明を差し上げて、竹川委員から「ありがとうございます  
」という言葉をしていただきまして、間もなく速記録をホームページにアップいた  
しますので、そちらで御確認いただければと思っておりますので、よろしく願いいたし  
ます。

竹川委員 先ほどお話ししましたように、私のメモにありますので。

大西会長 次に、その他について。

竹川委員 カキ礁のほうを 10 月 16 日実施と。環境小委員会は 10 月 6 日でしたか、自然環境調査についてのまとめの打ち合わせがあるわけですが。平成 18 年度の調査は 5,000 万円。これはなかなか巡り来ない時期だと思います。したがって、私の要望は、その中に水深調査を。これは測線に沿った調査ではなくて、平成 14 年度に実施したような面的な、特に今度の塩浜護岸の影響をもろに受ける猫実川河口域の水深調査をぜひともお願いしたい。

といいますのは、私は堆積と言っているのですが、県の調査でも「堆積傾向にある」ということですが、侵食傾向にあるか堆積傾向にあるかというこの問題は、自然再生の問題で緊急に重要な調査になると思います。そういう意味で、再生会議として、今度の平成 18 年度の県の調査の中に、定期調査で一番重要だという水深調査を入れていただきたい。それだけお願いしたいと思います。

大西会長 具体的な調査の方法について意見がありましたので、県のほうで参考にしてもらいたいと思います。

大野委員 カキ礁の調査についてですけれども、この目的は、東京湾において複数の干潟、浅海域を対象にと。三番瀬のカキ礁は船橋側にも巨大なものがあるのですが、そういうのは認識していますか。

環境研究センター 予算の関係で詳細調査は猫実川河口だけですが、船橋側のカキ礁、それから葛西の東渚のところの大きなカキ礁、こういうのは航空写真でリモートセンシングの手法で調査しております。

清野委員 自然環境保全基礎調査と円卓会議調査で重複する項目と資料がございますので、県のほうでよくよく今後の分担とか解析の共同とか共有について御検討いただくようお願いいたします。次回の評価委員会でもそういう議論をしたいと思います。

大西会長 委員から幾つか調査について意見が出ましたので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それでは、きょうは少し報告事項が残りましたが、それは次回やるということで、次回は 11 月 21 日に予定しております。それは皆さんの任期最後になります。さっきありましたように、公募時期に向けて委員の公募をやるということでもあります。公募の対象は、公募委員の方と環境保護団体の方で、新たに環境保護団体の方が公募で選出されることになったようであります。

### 3 . 閉 会

大西会長 きょうは以上といたします。長時間にわたって事業計画の御議論、ありがとうございました。おかげで答申案が基本的にまとまったということでもあります。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

以上